

日韓共同セミナー

**人口減少や地域間格差に
対応するための地域の活性化方策**

2019年11月

山田 啓二

日本における二つの危機

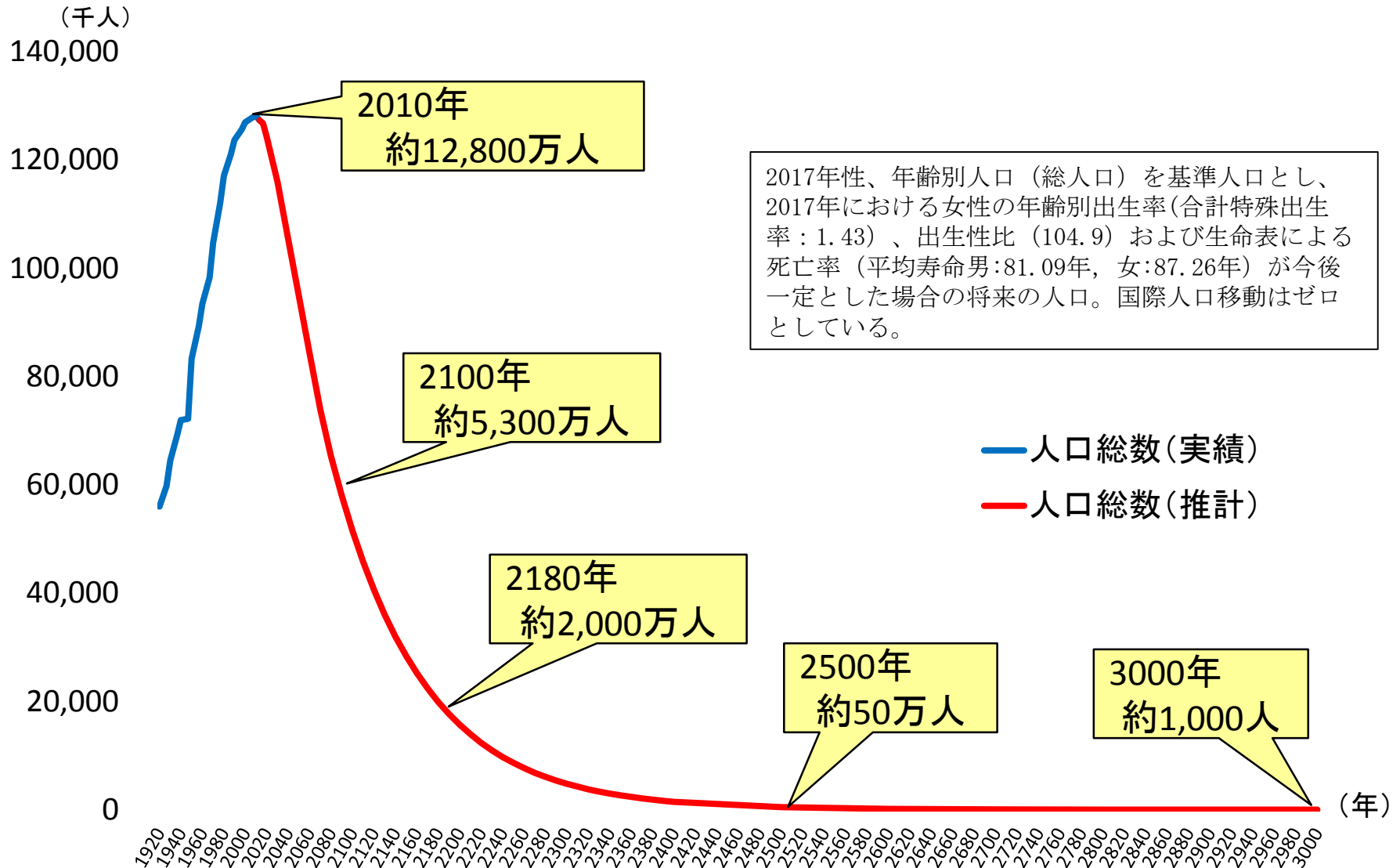
1人口減少

2東京一極集中・地域間格差

このままでいけば、
日本はなくなる

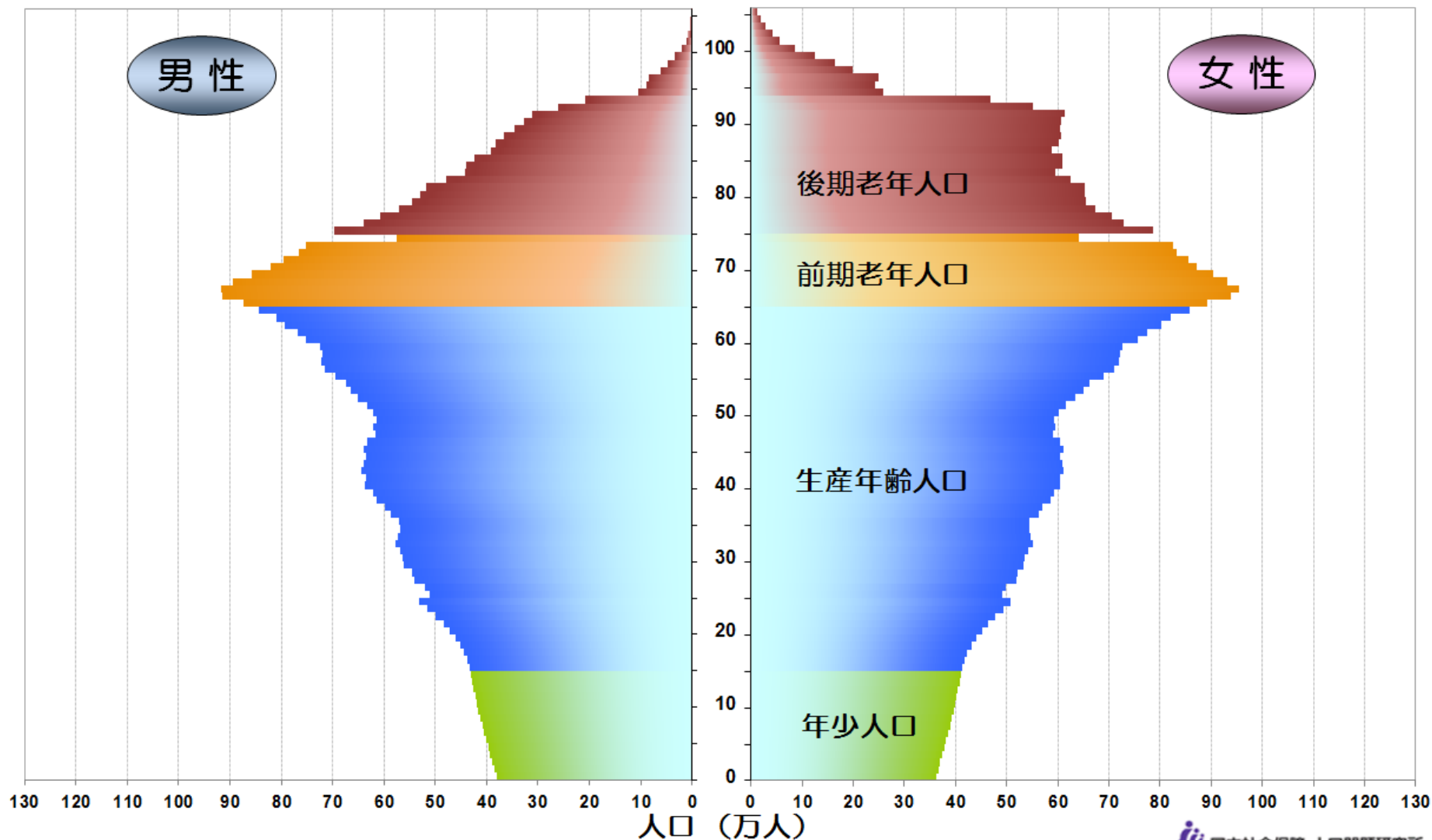
将来人口推計

～ 仮に出生数・死亡数が今後一定で推移した場合の将来人口 ～



将来の人口構成(推計)

● 2040年の推計(全国)



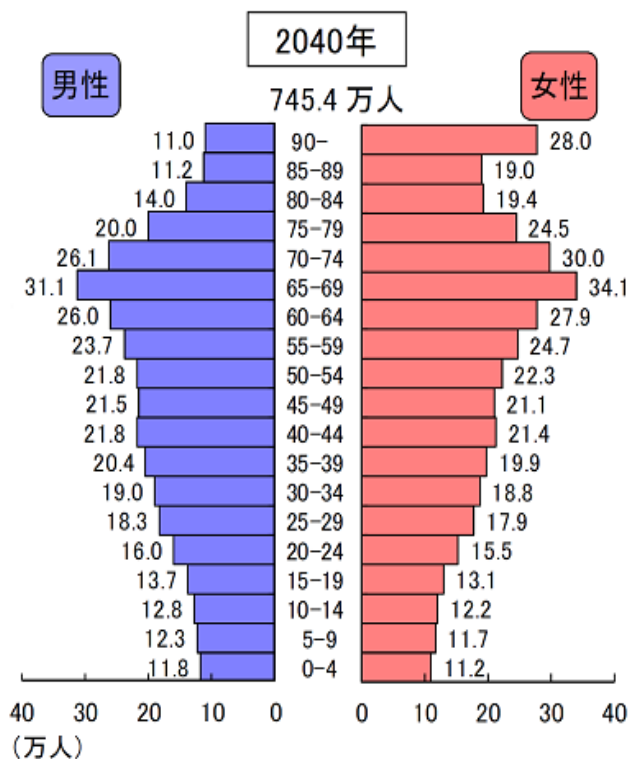
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

- しかも、特に地方では年寄りが年寄りを介護する国になる

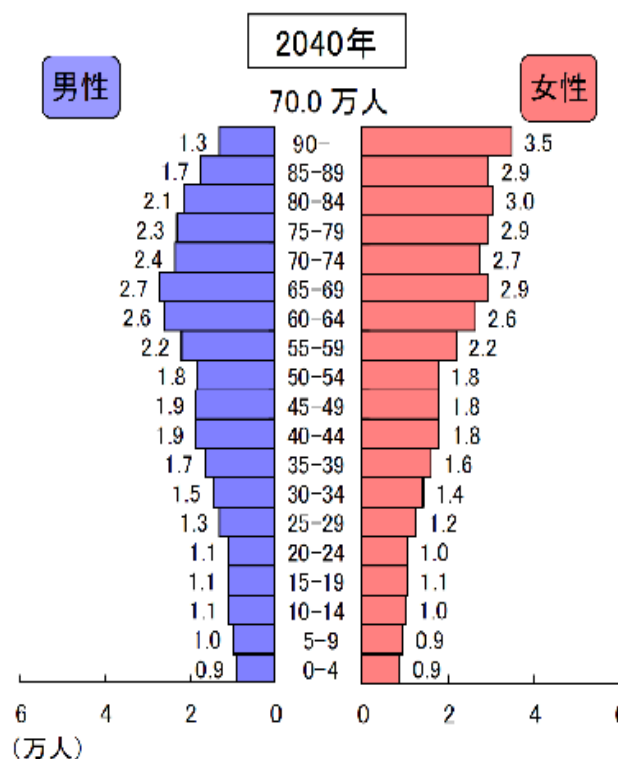
将来の人口構成(推計)

● 2040年の人口ピラミッド

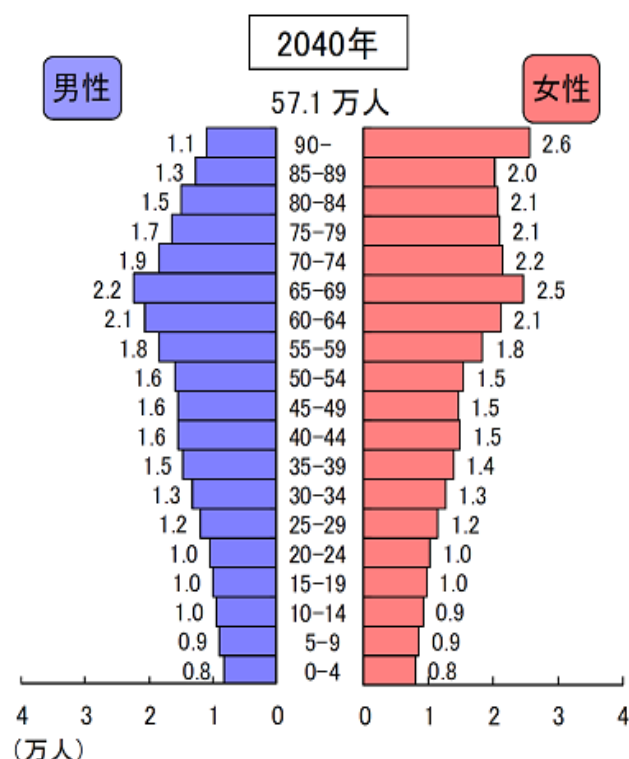
<大阪府(近畿地方)>



<秋田県(東北地方)>



<徳島県(四国地方)>

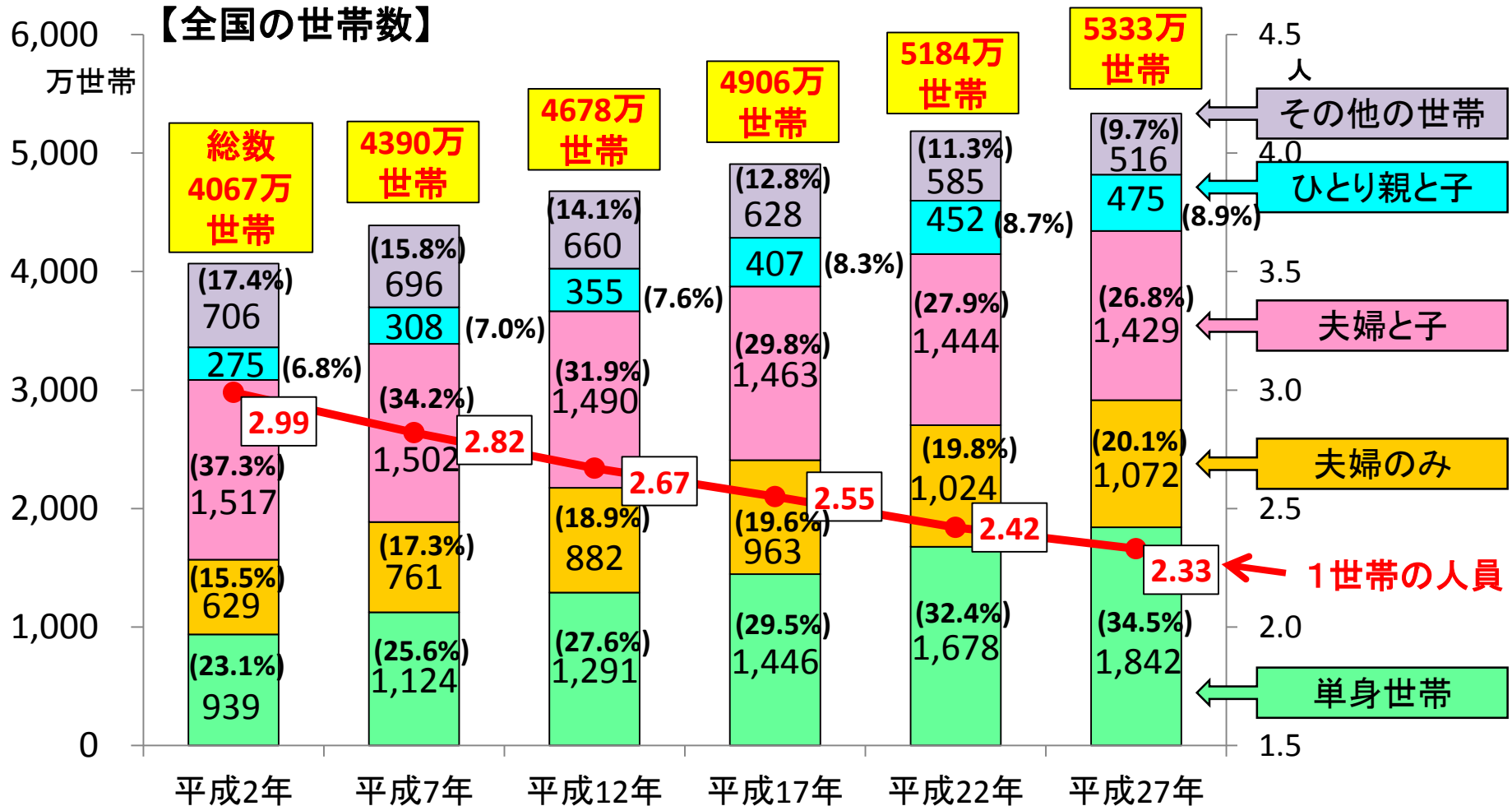


出典:厚生労働省 第2回「保健医療2035」策定懇談会 資料(平成27年3月9日)

※「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計。国立社会保障・人口問題研究所)より作成

家族構成の変化

- 人口が減少する一方で、世帯数は増加
- 単身世帯は1,842万世帯となり、この25年で**約2倍**に



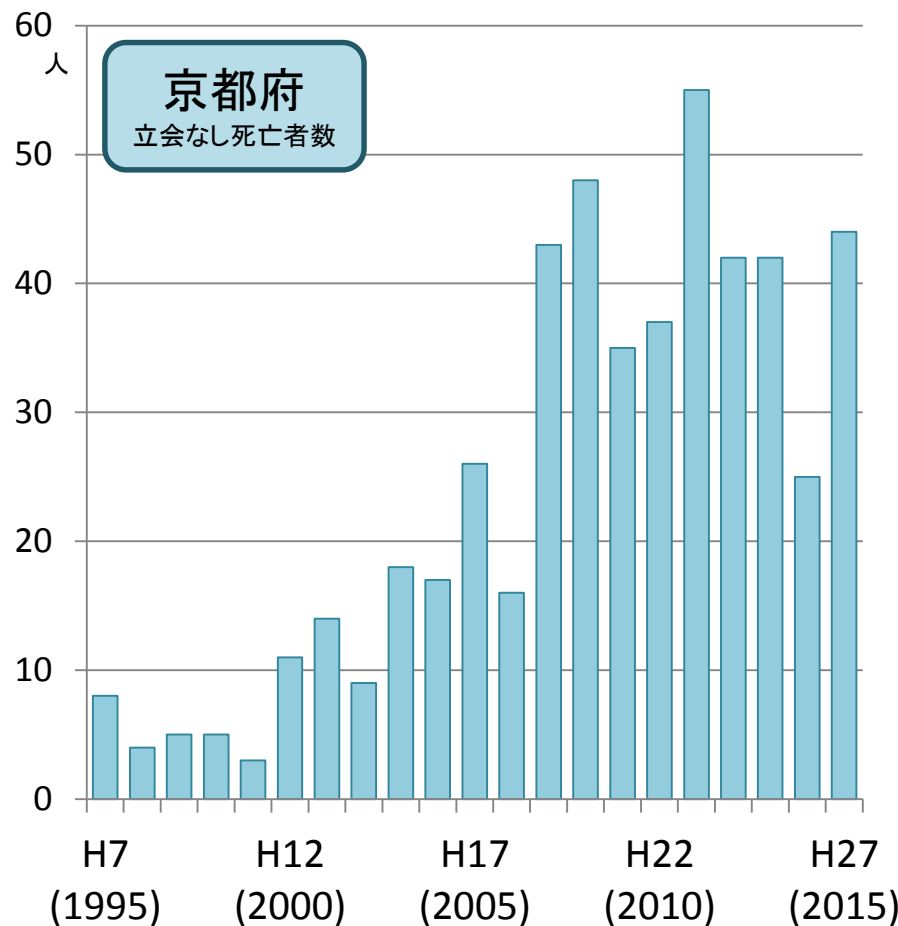
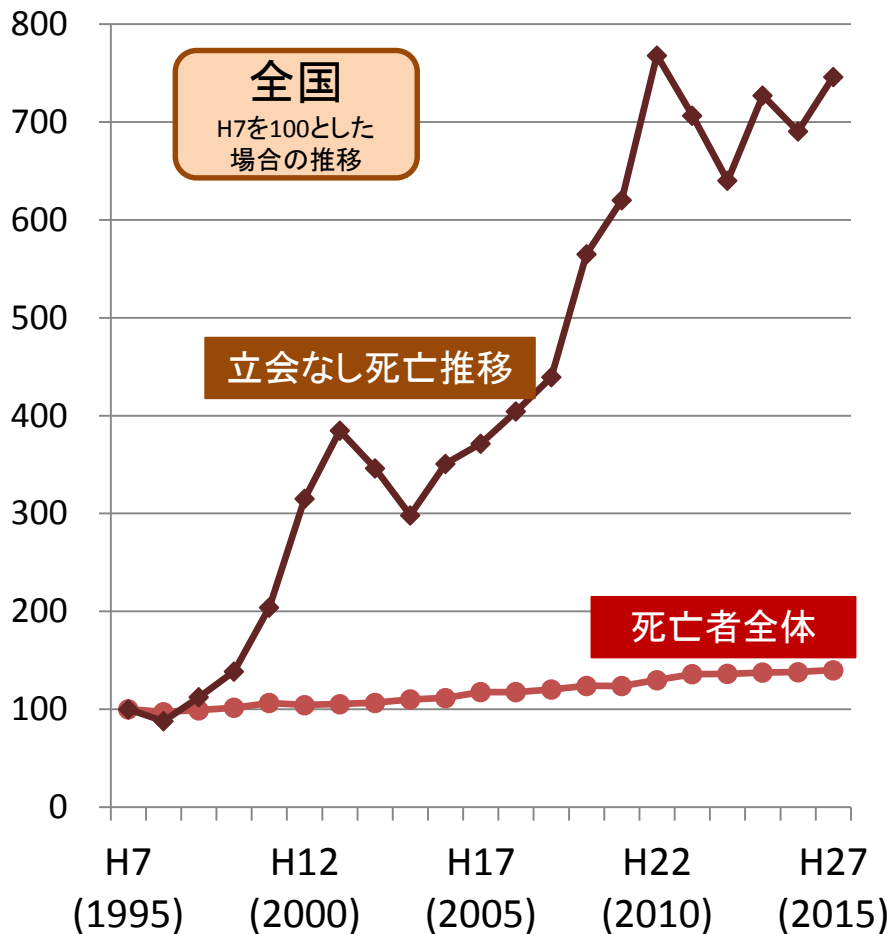
出典：総務省「国勢調査」。その他世帯には類型不詳の世帯を含む。1世帯の人員は社会福祉施設等に住む世帯を除いた世帯の平均
 ※ 表示単位未満は四捨五入のため内訳と合計が合わない年がある。

- こうした変化は、確実に地域をむしばんでいく

孤立死の増加

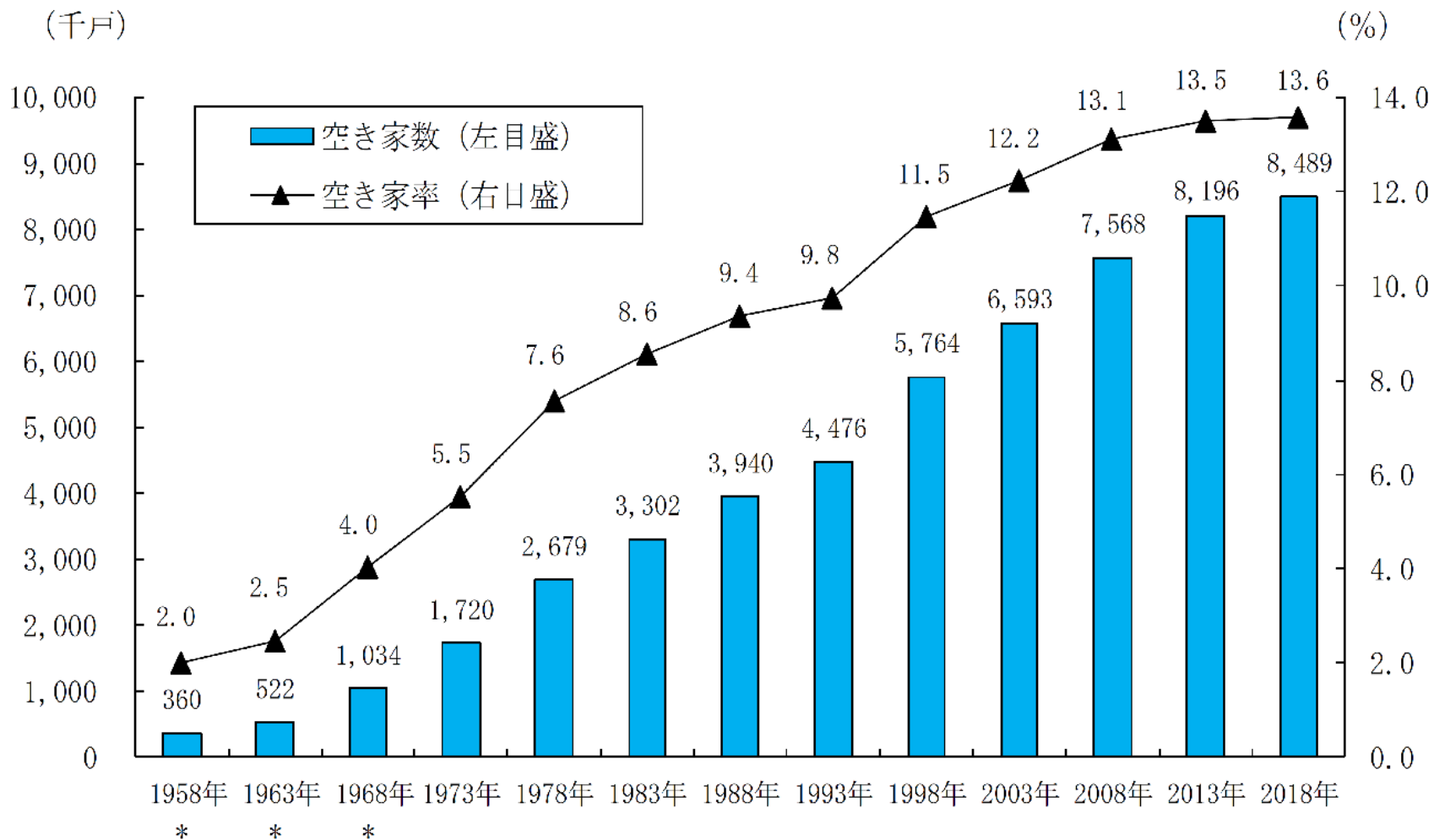
- 平成7年から平成27年で、孤立死は**7.5倍**に(死者数全体は1.4倍)【全国】
- 京都でも孤立死は増加傾向(平成7年→平成27年：5.5倍)

※孤立死、孤独死に法的定義がなく統計値がないため、「立会人のいない死亡者数」で代用
 (「立会人のいない死亡」: 死亡時に立会人がおらず、死因が特定できないケースを指し、
 孤立死であっても死亡原因が特定された場合は、当該数値から除かれる)



空き家の増加

- 空き家は848.9万戸、空き家率は13.6%となり過去最高
- この60年で、空き家数は**20倍超**、空き家率は**6.8倍**に

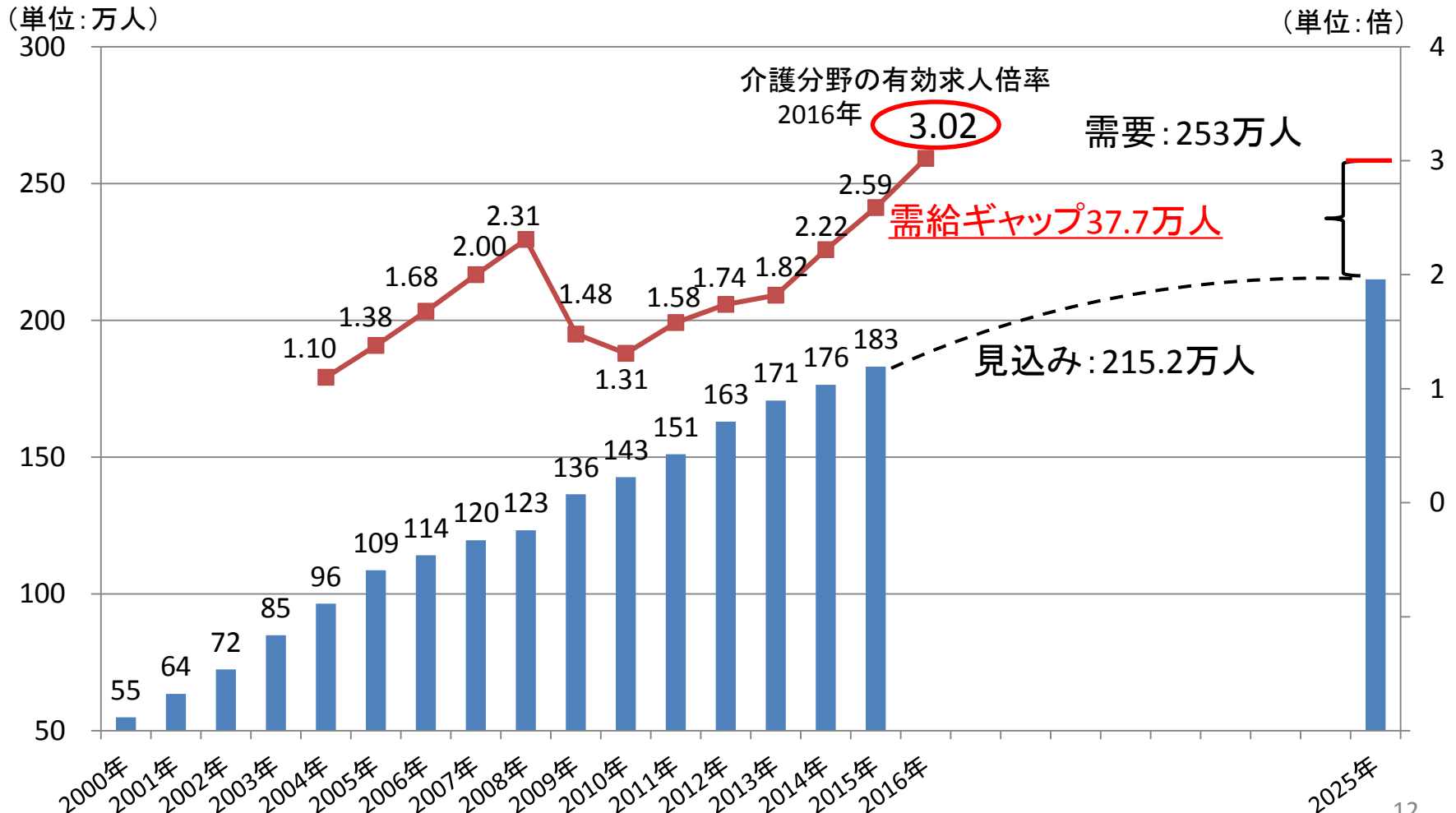


出典:総務省「平成30年住宅・土地統計調査」図2 空き家数及び空き家率の推移－全国(1958年～2018年)

※は、賃貸用に売却用を含む。

介護職員は大幅に不足

- 介護従事職員は、2015年には2000年の約3.3倍の183万人



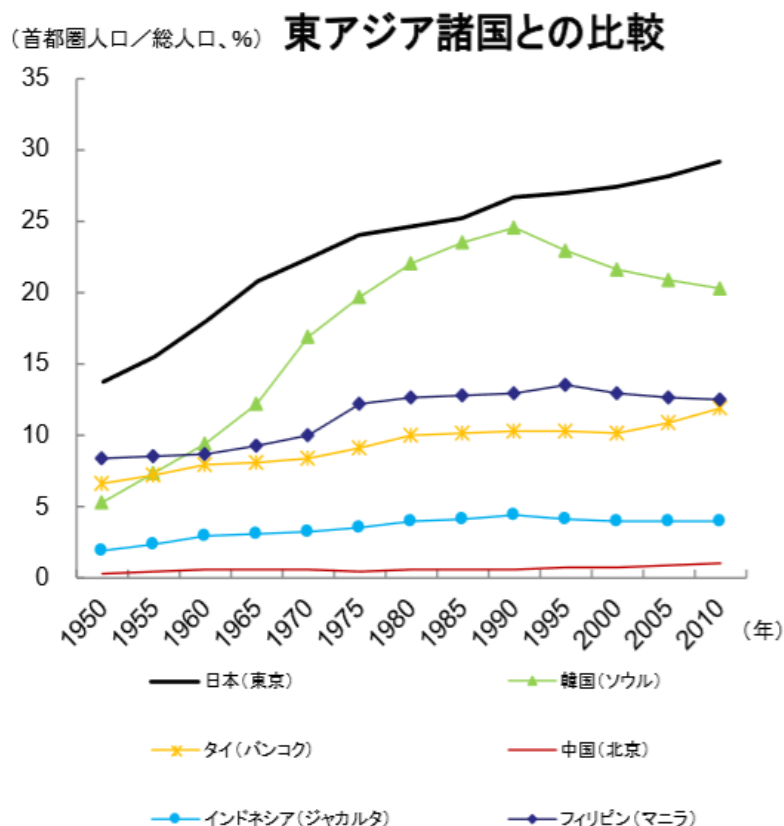
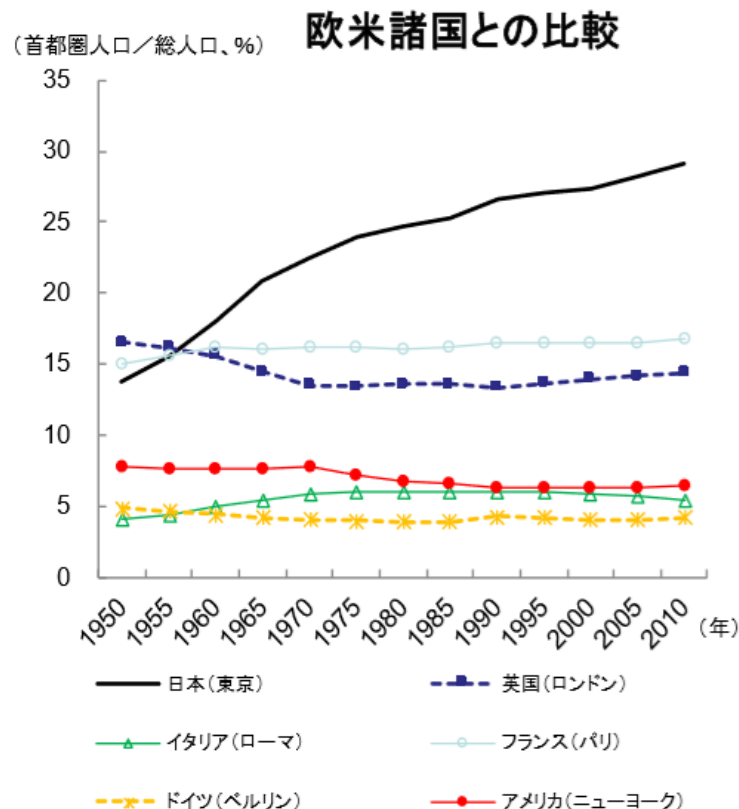
出典: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる受給推計」

地域間格差

- 東京一極集中とそれに伴う地方の過疎高齢化の進行が人口減少をさらに加速する
- 約半分の市町村が20年後には「地方消滅可能性都市」になるという事態を引き起こしている。

首都圏への人口集中の国際比較

○ 国際的に見て、日本は首都圏人口の比率が高くかつ上昇が続いている。

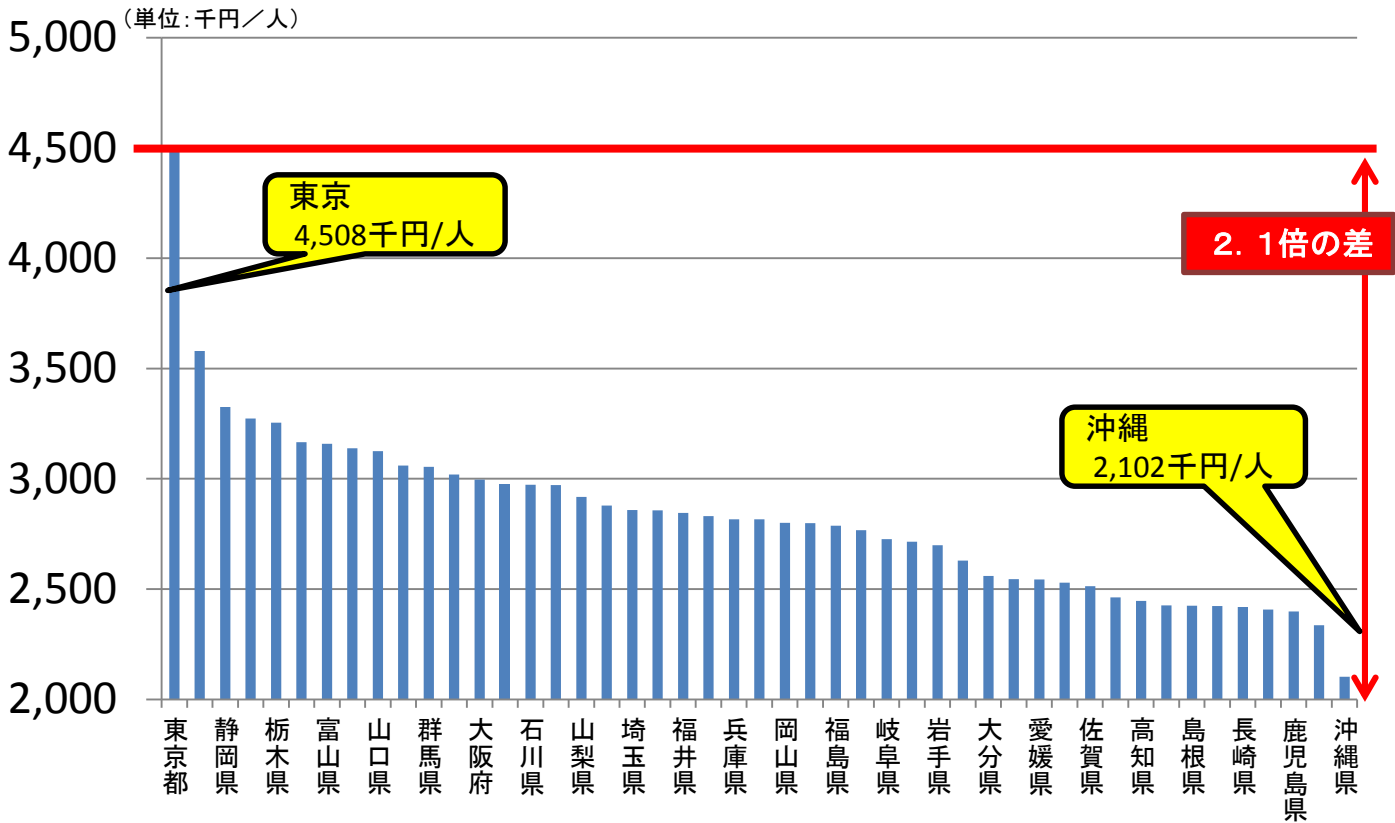


(備考) UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。

(注) 各都市の人口は都市圏人口。ドイツ(ベルリン)、韓国(ソウル)は都市人口。

日本(東京)の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地(さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市)とそれに隣接する周辺都市が含まれている。

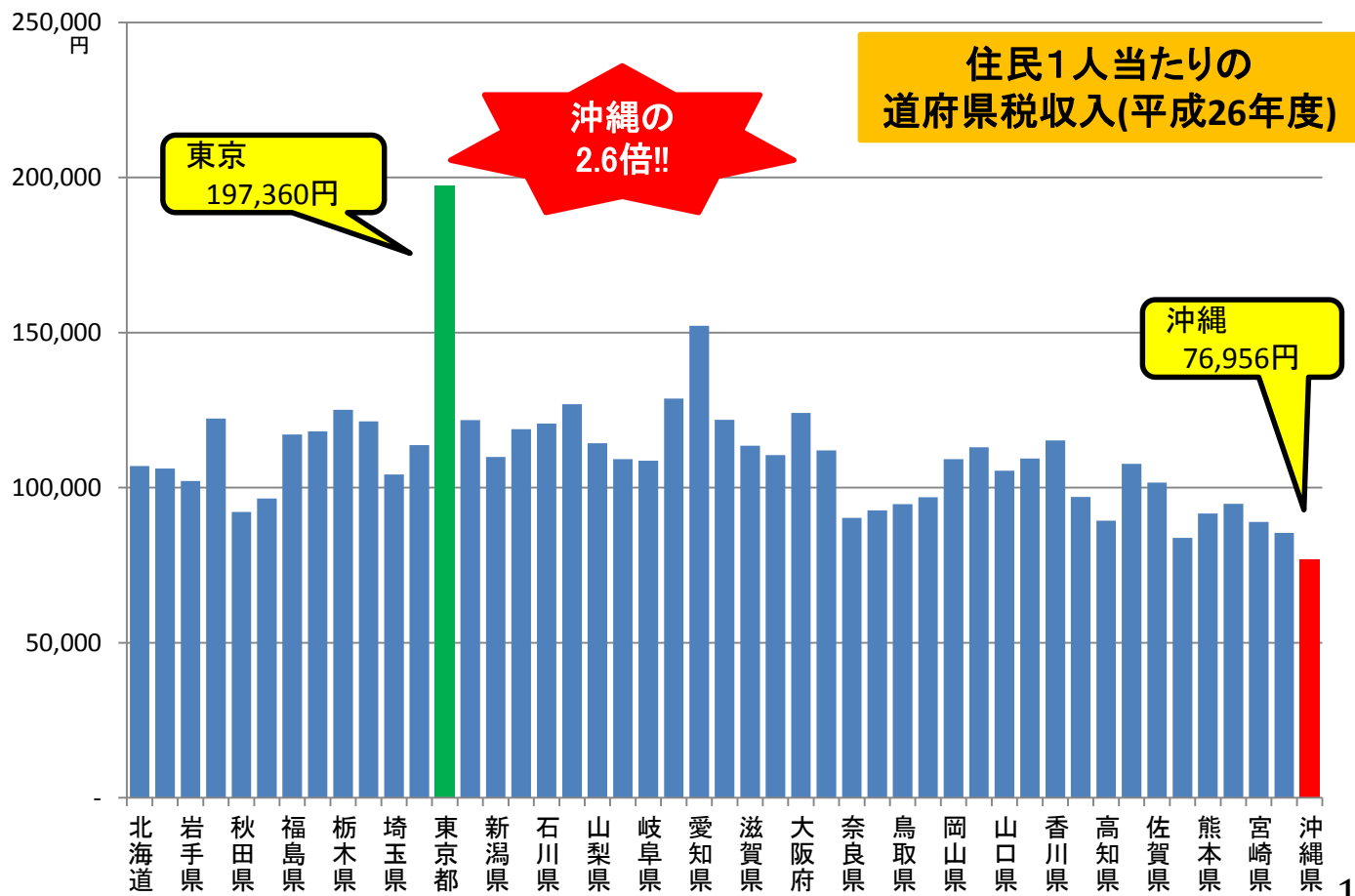
1人当たり県民所得



出典:内閣府経済社会総合研究所 県民経済計算(平成25年度)

※昭和39年度分について、都道府県別人口は、総務省統計局の「我が国の推計人口」の補間補正人口を使用しており、昭和46年までは全県計に沖縄県は含まれていないため不明

地方税収の格差



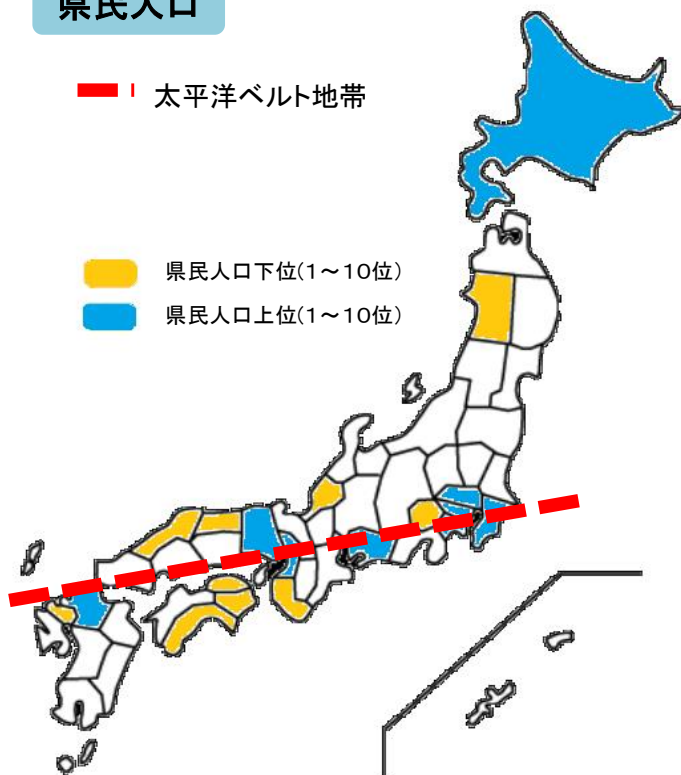
太平洋側と日本海側の格差

県民人口

太平洋ベルト地帯

県民人口下位(1～10位)

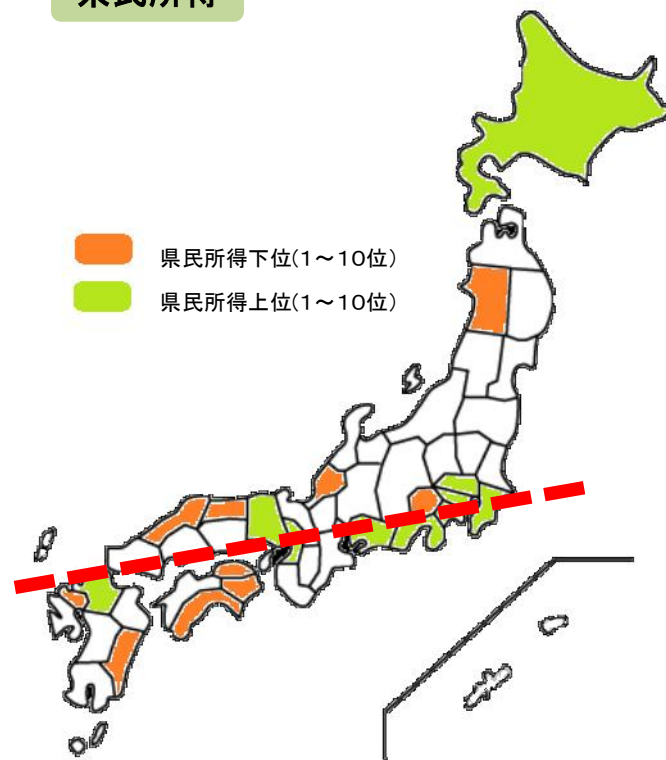
県民人口上位(1～10位)



県民所得

県民所得下位(1～10位)

県民所得上位(1～10位)



出典：県民人口 総務省 平成27年国勢調査、県民所得 内閣府 H25県民所得計算

対策はなにか

- 1 出生率の向上対策
 - 2 人手不足対策
 - 3 格差是正と地域再生
 - 4 地方自治体改革
 - 5 常住人口を補う交流人口増対策
-
- この講演では3、4、5をメインにしたい

地方の再生

地方の持てる可能性を最大限に発揮できる
政策が必要



地方創生

地域再生制度

主な支援措置メニュー

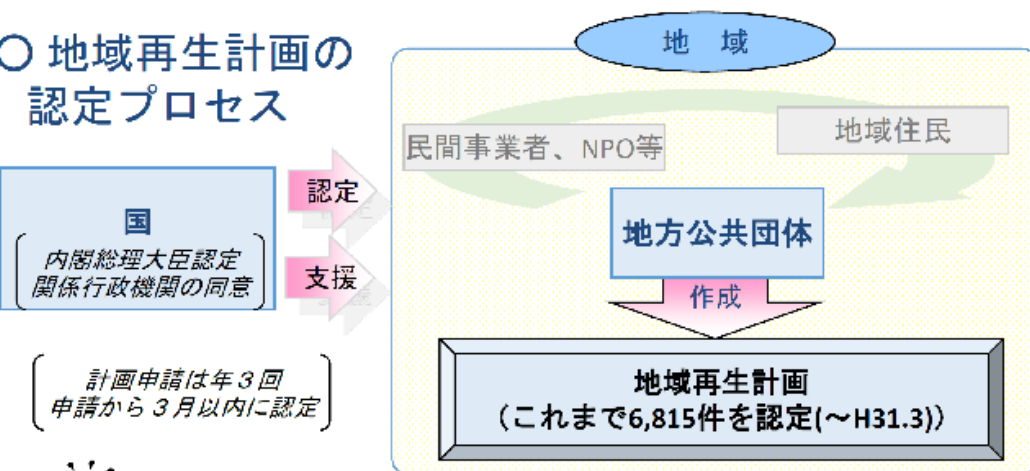
■ 地域再生法に基づく支援措置（※印はH30年改正で創設・拡充）

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生整備推進交付金（道・污水处理施設・港）
- ③ 企業版ふるさと納税
- ④ 地域再生支援利子補給金
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）
- ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付
（地域再生エリアマネジメント負担金制度）※
- ⑦ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑧ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
（地域再生土地利用計画）
- ⑨ 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」形成に係る手続の特例
- ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地
転用許可の特例（地域農林水産業振興施設整備計画）
- ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
- ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



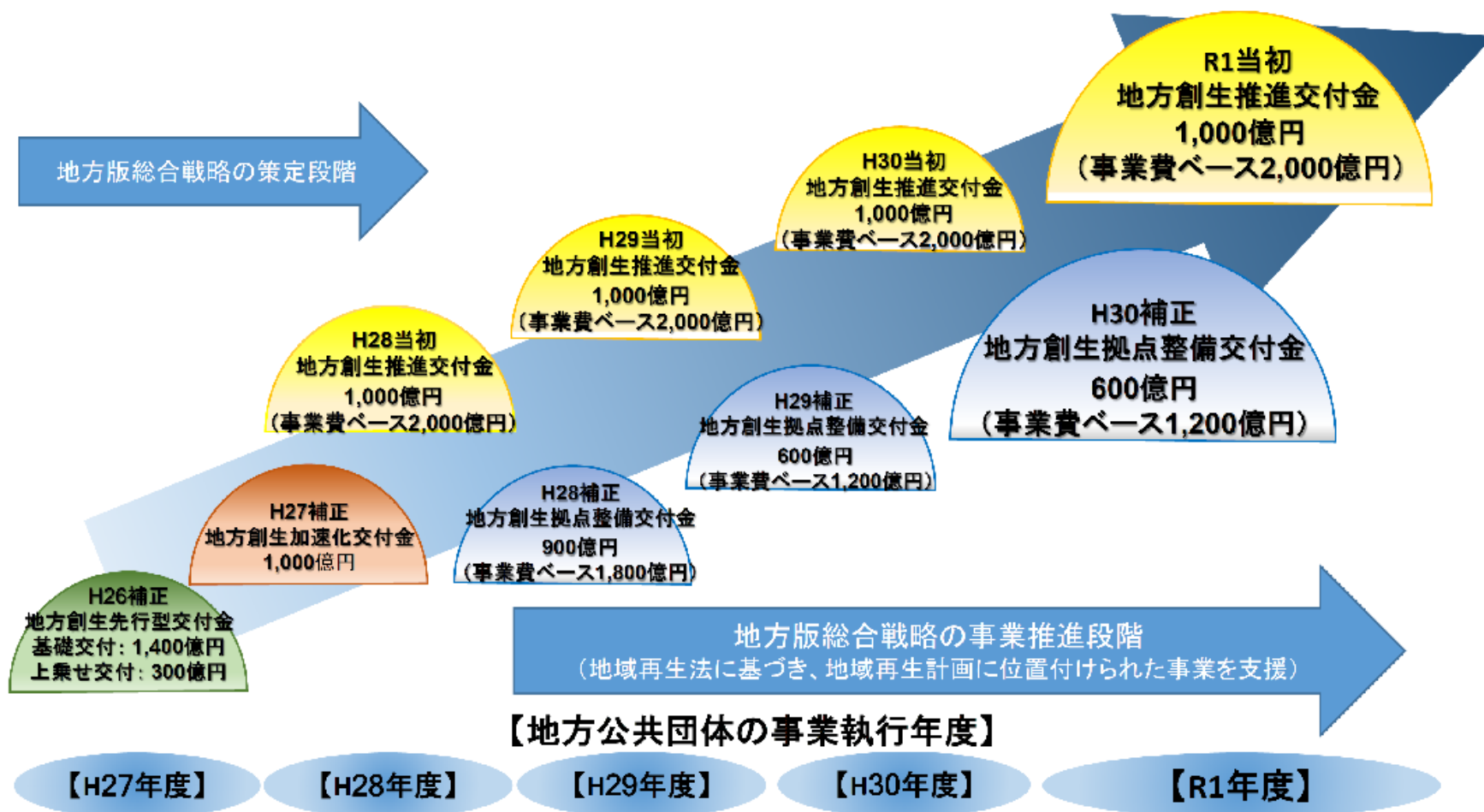
- 平成17年の法制定以降、7度の法改正（H19,20,24,26,27,28,30）により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

- 頑張る地方を応援する交付金を創設

地方創生関係交付金

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

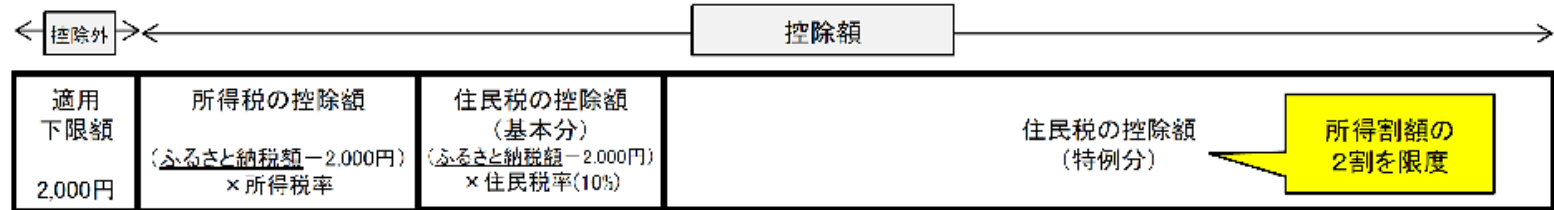


- 都市から地方へ、寄付によって税源を移譲

ふるさと納税

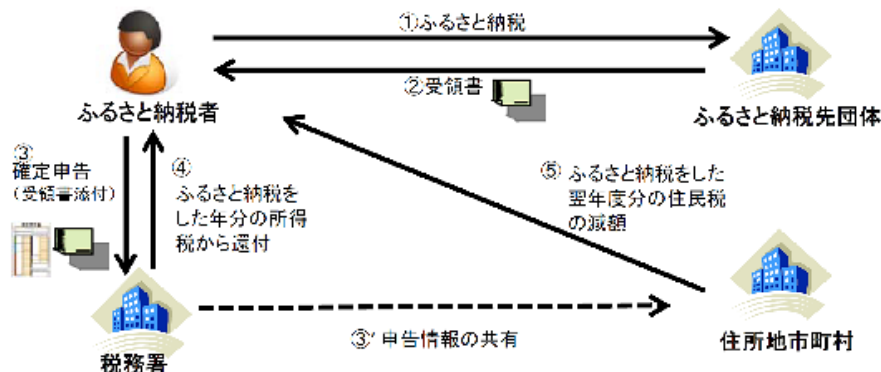
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。
（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続（原則）



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

※ 令和2年度税制改正要望で、適用期限の5年間の延長と
税額控除割合の引上げ（3割→6割）等を要望中

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から令和元年度までの特例措置）

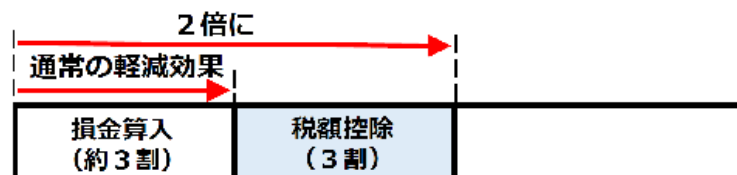
⇒ 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について **税額控除** の優遇措置

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいように
 - ・ 税負担軽減のインセンティブを2倍に
 - ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

地方公共団体が設置した基金の積立に寄附金を充てることにより、
複数年間で事業費と寄附額の調整が可能 【平成31年度～】

例）100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減



制度活用の流れ

① 地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

〇〇市
総合戦略

- ・ 〇〇事業
- ・ △△事業
- ・ ◇◇事業

② 地方公共団体※1が
地域再生計画を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

地方創生関係交付金
との併用可能
【平成31年度～】

③ 計画の認定



内閣府

④ 寄附※2

企業



⑤ 税額控除

国
(法人税)



企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（令和元年度第2回認定後） 644事業 総事業費1,333億円 40道府県374市町村
年3回（平成30年度は、7月、11月、3月）認定

- さらに積極的な地方居住を促進

地方創生推進交付金による移住・起業・就業支援 ～わくわく地方生活実現政策パッケージ～

○過度な東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用したUIターンによる起業・就業者の創出等を図る。

	移住あり	移住なし
就業	移住を後押しするため、最大100万円支援 (国 50万円、都道府県 25万円、市町村 25万円) 支援移住者：①東京23区の在住者又は ②東京圏※¹（条件不利地域※²を除く）在住で東京23区への通勤者 就業先：地方公共団体がマッチング支援の対象※³とした中小企業等 転入地：東京圏※¹以外の道府県及び東京圏※¹内の条件不利地域※²	現在職に就いていない女性・高齢者等の 新規就業を支援する都道府県の事業を支援 支援事業：都道府県の実情に応じ、支援対象者の掘り起こし（対象者の発見、就労意欲の喚起）、中小企業等の職場環境改善支援、マッチング等の一連の取組を官民連携のプラットフォームを形成し一体的かつ包括的に実施する事業
起業	「移住あり」かつ「起業」の場合は 最大300万円（国費150万円）支援	起業を後押しするため、最大200万円支援 (国 100万円、都道府県 100万円) 支援対象者：地域の課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業者 起業地：東京圏※¹以外の道府県及び東京圏※¹内の条件不利地域※²

※¹ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。

※² 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

※³ 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

* 上記のスキームに加え、関係省庁と連携して以下の支援を実施。

- ・移住支援と連携し、移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成【厚生労働省】
- ・移住支援と連携し、移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ【国土交通省】
- ・起業支援と連携し、設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援【中小企業庁】

- 政府機関も移転
- 企業の地方に移転する場合に特例税制を創設

政府関係機関の移転

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

1 研究機関・研修機関等の地方移転について

(1)基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。 ※対象23機関・50件(別紙1)

(2)今後の進め方

- ① 地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。
 - ② それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5～10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。
- 「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。

2 中央省庁の地方移転について

(1)基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の視点から、

- ①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、
- ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ(別紙2)。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)

(2)国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

文化庁の京都移転

- 平成27年8月末 **42道府県**から、**69機関**の誘致提案
 - 中央省庁の地方移転基本方針決定（H28.3.22創生本部決定）
 - 平成29年4月 文化庁地域文化創生本部設置
 - 平成29年7月 組織体制の大枠・移転場所・移転時期などが決定
 - ・移転場所：京都府警察本部本館
 - ・移転時期：遅くとも令和3年度中の本格移転を目指す
 - ・本庁が京都に置かれ、長官・次長をはじめ約7割の職員（250人程度）が配置
- ⇒京都府において、新庁舎の整備に着手

着実に進む文化庁の機能強化

- ①文化芸術基本法の施行（平成29年6月23日）
 - ・食文化の振興をはじめとする文化政策の対象拡大
- ②文部科学省設置法改正法の施行（平成30年10月1日）
 - ・文部科学省及び文化庁の任務として、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付け

予算：1,082億円（平成30年度）→ 1,167億円（令和元年度）
定員：231人→253人（平成30年10月～）

文化政策の対象拡大



- 地方創生の拠点として、地方大学を振興
- 同時に東京の23区の大学定員を抑制

地方大学の振興

参考 1

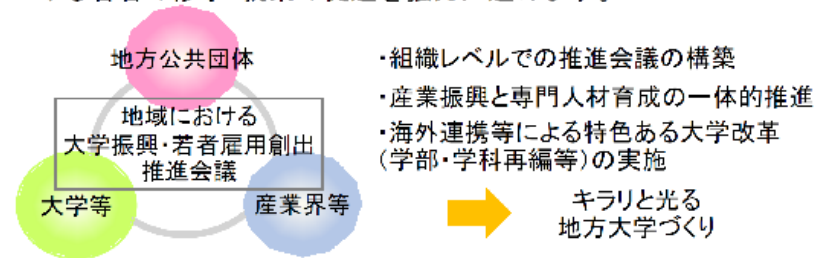
地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算額 内閣府及び文部科学省合計 97.5億円（30年度予算額 95億円）

（内閣府交付金分：72.5億円（地方大学・地域産業創生交付金22.5億円、地方創生推進交付金活用分50億円）
文部科学省計上分：25億円）

事業概要・目的

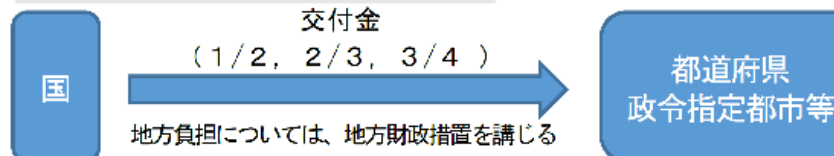
- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



事業イメージ

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、本交付金により支援（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
- このほか、内閣府交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を交付。

資金の流れ（内閣府交付金）

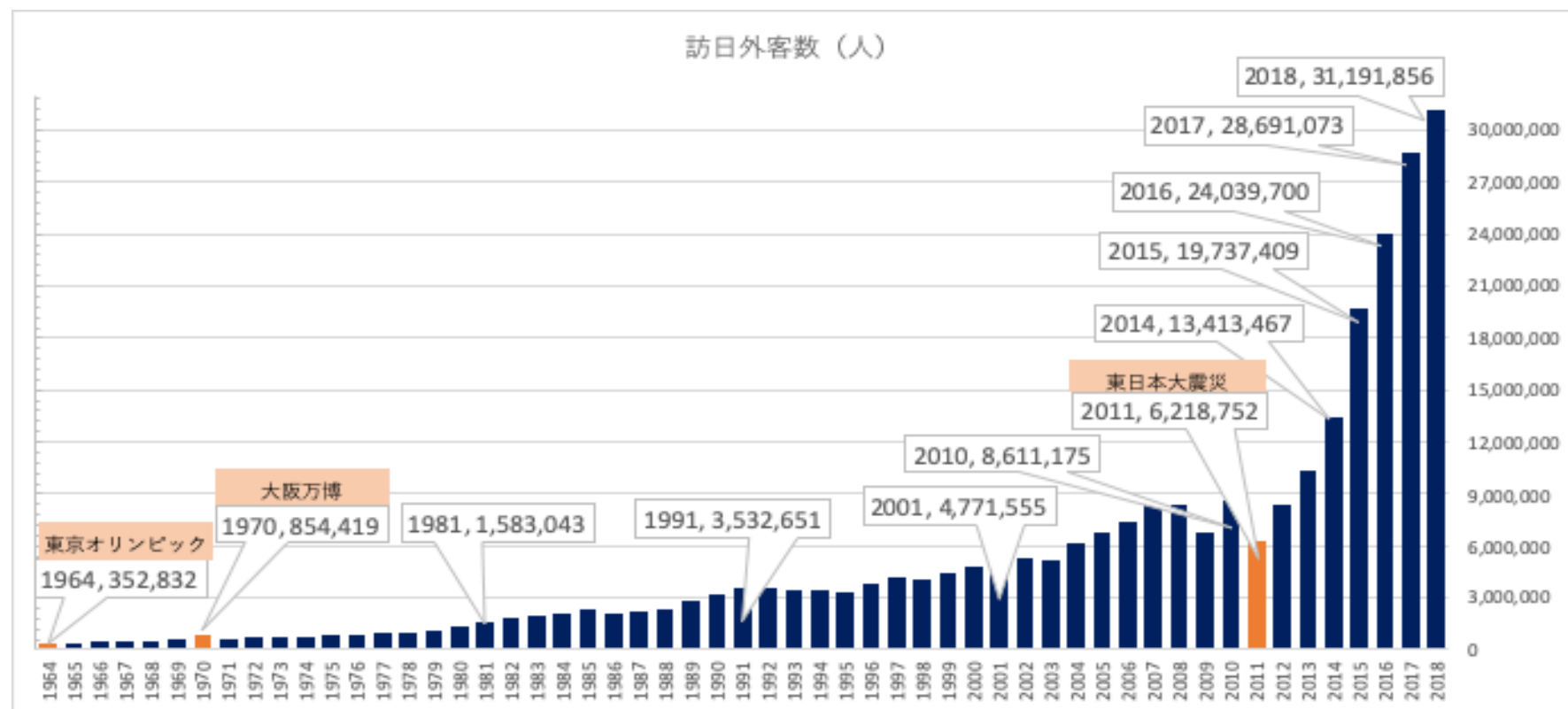


期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

- こうした中、特に地方は観光等で、かなり活気を取り戻した

年度別訪日外客数



年度	訪日外客数(人)	年度	訪日外客数(人)	年度	訪日外客数(人)	年度	訪日外客数(人)	年度	訪日外客数(人)	年度	訪日外客数(人)
1964	352,832	1974	764,246	1984	2,110,346	1994	3,468,055	2004	6,137,905	2014	13,413,467
1965	366,649	1975	811,672	1985	2,327,047	1995	3,345,274	2005	6,727,926	2015	19,737,409
1966	432,937	1976	914,772	1986	2,061,526	1996	3,837,113	2006	7,334,077	2016	24,039,700
1967	476,771	1977	1,028,140	1987	2,154,864	1997	4,218,208	2007	8,346,969	2017	28,691,073
1968	519,004	1978	1,038,875	1988	2,355,412	1998	4,106,057	2008	8,350,835	2018	31,191,856
1969	608,744	1979	1,112,606	1989	2,835,064	1999	4,437,863	2009	6,789,658		
1970	854,419	1980	1,316,632	1990	3,235,860	2000	4,757,146	2010	8,611,175		
1971	660,715	1981	1,583,043	1991	3,532,651	2001	4,771,555	2011	6,218,752		
1972	723,744	1982	1,793,164	1992	3,581,540	2002	5,238,963	2012	8,358,105		
1973	784,691	1983	1,968,461	1993	3,410,447	2003	5,211,725	2013	10,363,904		

地方創生の特徴的な取組事例

No.00022〔観光振興（DMO）分野〕

加速化交付金交付額：443,399千円

京都府北部地域連携都市圏広域観光推進事業（海の京都DMO地域活性化推進）

ふくちやまし まいづるし
京都府、福知山市、舞鶴市、
あやべし みやつし きょうたんごし
綾部市、宮津市、京丹後市、
いねちよう よさのちよう
伊根町、与謝野町

事業の背景・概要

- 日本海側に位置する京都府北部地域の7市町は、過疎・高齢化が進展してきていることから、これまでも広域連携型の観光地域づくりを連携して行ってきた。一方で、プロモーション等は各市町がそれぞれに行っており、より統一的な取組が課題となっている。
 - そこで、北部7市町の観光協会を水平統合し、地域づくりの推進組織かつ地域商社として「海の京都DMO」を設立し、事業を一元的、総合的に実施する体制を整えるとともに、統一的な観光戦略の下、京都丹後鉄道の特急車両「海の京都のシンボル列車」による地域への誘客※と、各市町による観光資源の磨き上げ、特産品や着地型旅行商品の開発等を組み合わせ、「観光地経営」の視点に立った地域づくりにより、観光関連事業だけでなく地域経済全体に好循環をもたらしていく。
- ※これまでは京都丹後鉄道（私鉄）のみの運行であったが、京都駅（JR管内）にまで延線することで誘客を図る。

重要業績評価指標（KPI）等

- 【28年3月】観光入込客数：9,366千人
観光消費額：229億円
着地型旅行商品売上高：10,000千円
- 【32年3月】観光入込客数：9,773千人
観光消費額：236億円
着地型旅行商品売上高：33,750千円



「海の京都」をイメージした
新型特急列車

先駆性に係る取組（官民協働、政策間連携、地域間連携、自立性）

【官民協働】

- 京都府及び7市町は「海の京都DMO」を設立し、立ち上げ期における人的支援等を実施するとともに、マスタープラン等民間事業者などに取組の方向性を提示する。また、民間事業者同士の協議の場を設ける。
- 鉄道、観光関連事業者は、「海の京都のシンボル列車」の延線（JRと私鉄の連携）をはじめ、楽しめる旅を提供するとともに、サービスの向上に向けた格付け制度を導入することでサービス水準を上げ、ブランド化の促進を図る。

【政策間連携】

- DMOの設立により総合的な観点をもった観光振興が展開可能となるとともに、地域資源を活用した商品開発などによる産業振興、雇用の創出が図られ、人口流出減（過疎化対策）が促進される。
- また、民間事業者による格付け制度によりサービス水準の高品質化をはじめ、産業競争力の強化が図られる。

【地域間連携】

- 「海の京都DMO」として地域の観光協会を水平統合することで、統一的なプロモーションの実施や各観光案内所での地域全域に関する観光案内や宿泊施設の斡旋、商品の販売を可能とする。

【自立性】

- DMOによるマーケティング調査に基づく観光商品販売、格付け制度の導入による格付け料収入、広告料収入、宿泊施設の斡旋手数料などにより早期自立を目指す。

参考となる ポイント

- ①京都府北部エリアの広域DMOとして、観光協会の水平統合や鉄道間の連携など、地域で一体的、総合的に事業を推進する主体を形成している。
- ②行政、民間、観光関連会社がそれぞれ強みを活かしつつ、役割分担しながら協働で事業に取り組んでいる。
- ③民間事業者自らが取り組む格付け制度による収入など、自立に向けた財源が具体的かつ確実性が高く、自立への道筋が示されている。

地方公共団体改革

地方の市町村は、その存続あり方を考えなければならない事態に



では2040年の地方自治体をどうすべきか

2040年頃にかけて地方自治体が迎える危機

＜平成30年4月 自治体戦略2040構想研究会 第一次報告＞

● 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機

1 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

- ○ 入院・介護ニーズ増加率が最大の東京圏に、医療介護人材が地方から流出の恐れ
- 東京圏に子育ての負担感に繋がる構造的要因→少子化に歯止めがかからない恐れ
- 地方圏で、東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化
- 中山間地域等で、集落機能の維持、耕地・山林の管理がより困難に

2 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

- ○ 従来の世帯主雇用モデルがもはや標準とは言えない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できない人がそのまま高齢化すれば社会のリスクになりかねない ニート 引きこもり
- 若者の労働力が減り、公民の枠を超えた人材確保が必要
- 教育の質の低下→技術立国として国際競争での遅れに繋がる恐れ

3 スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

- ○ 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化（放置すれば加速度的に都市の衰退へ）
- 東京圏への過度の集中は、首都直下地震発生時のリスクに
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加

地方の危機

- 1 東京圏は高齢化 地方圏は人が居なくなる
- 2 非正規労働、ニート、引きこもりなどキャリアを積めない労働者が増える中で、人材の質が低下
- 3 空き地、空き家の目立つ都市では成長期に造ったインフラの寿命が迫る

地方自治体はどうすべきか

新たな地方自治体行政の基本的考え方 1/2

＜平成30年7月 自治体戦略2040構想研究会 第二次報告＞

● 人口縮減時代のパラダイムへ転換が必要

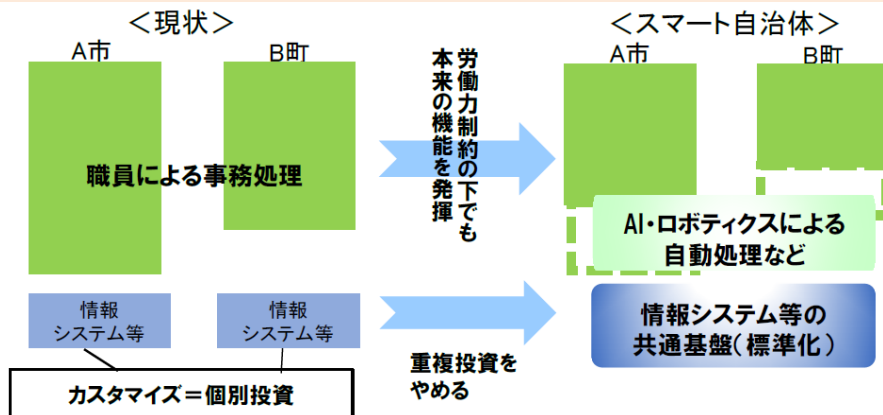
1 スマート自治体への転換

○ 破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ

- ・ 従来の半分の職員でも、自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みへ
- ・ AI等ができる事務作業は全てAI等で自動処理するスマート自治体への転換

○ 自治体行政の標準化・共通化

- ・ 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ
- ・ 重複投資を止める仕組み。情報システム等の標準化・共通化



2 公共私による暮らしの維持

○ プラットフォーム・ビルダーへの転換

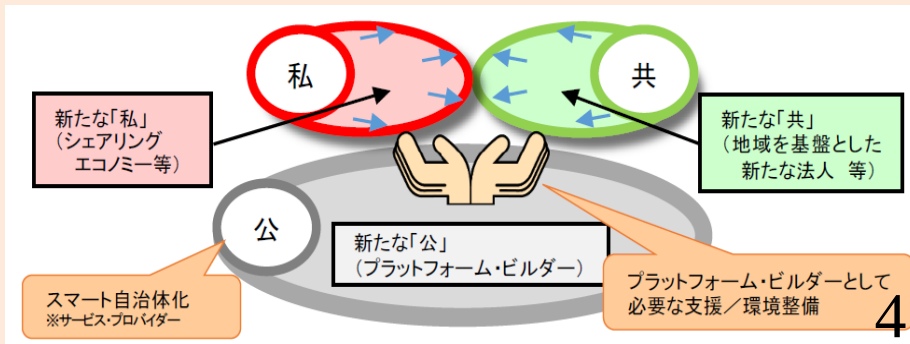
- ・ 新しい公共私相互間の協力関係を構築
- ・ 必要な人材・財源が確保できるよう、公による支援や環境整備

○ 新しい公共私の協力関係の構築

- ・ 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備
- ・ 組織的な仲介機能

○ 暮らしを支える担い手の確保

- ・ 暮らしを支えるために働ける新たな仕組み
- ・ 法人化等による地縁組織の基盤強化



新たな地方自治体行政の基本的考え方 2/2

＜平成30年7月 自治体戦略2040構想研究会 第二次報告＞

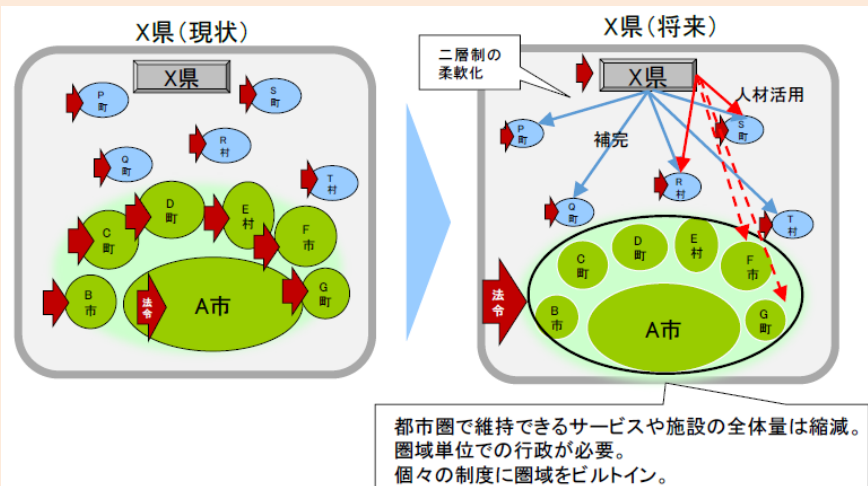
3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

○ 地方圏の圏域マネジメント

- ・ 行政のフルセット主義から脱却。圏域単位での行政をスタンダードに
- ・ 広域的な課題への対応力(圏域のガバナンス)を高める仕組み
- ・ 個々の制度に圏域をビルトイン

○ 二層制の柔軟化

- ・ 都道府県・市町村の二層制を柔軟化
- ・ 都道府県が市町村の補完・支援
- ・ 都道府県・市町村の垣根を越えて、専門職員を柔軟に活用



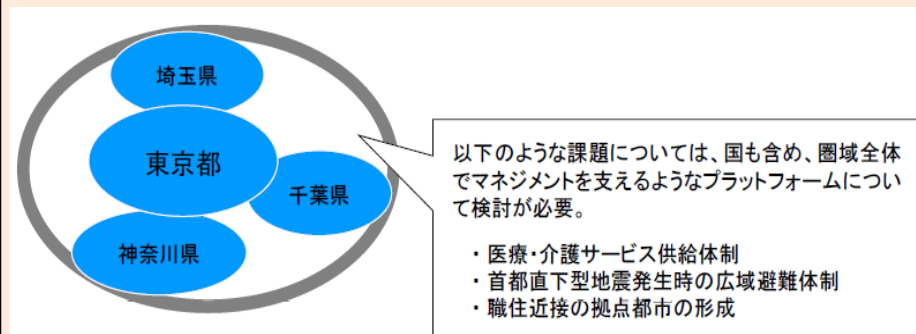
4 東京圏のプラットフォーム

○ 三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法

- ・ 広域連携が進んでいない東京圏で、近隣市町村との連携・スマート自治体への転換
- ・ 地域毎に最適なマネジメント手法の枠組みを考える

○ 東京圏のプラットフォーム

- ・ 圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を
- ・ 国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォーム



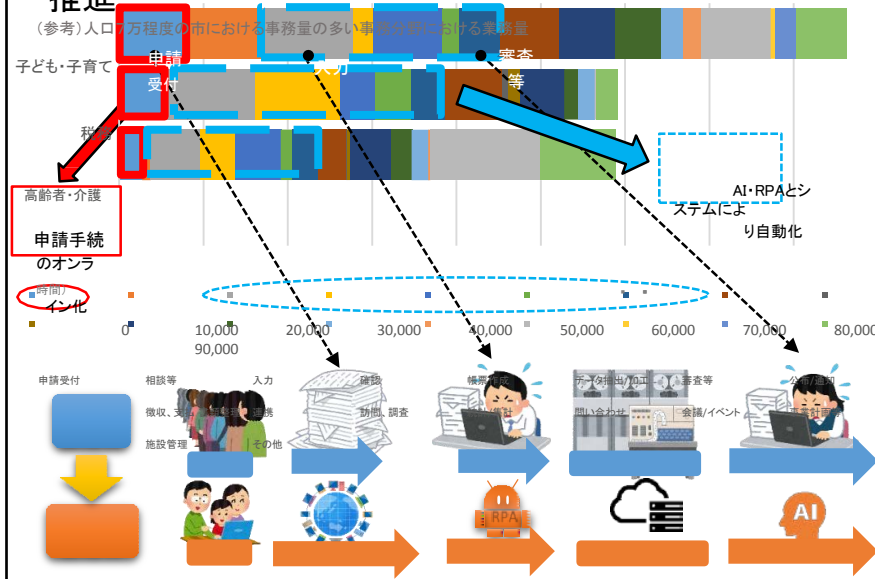
少子高齢化時代の自治体は

- 1 スマート化 IOT AI ロボット
ソサエティー5.0社会の実現
- 2 自治体と市民の共同、個人の能力の最大限の活用
- 3 新しい広域行政の確率と行政組織の柔軟化

「Society5.0時代の地方」へ②

スマート自治体の推進

- 職員の業務量が多いボリュームゾーンに対してAI・RPA等のICT活用を推進するとともに、システム標準化・共同化(自治体クラウド)、行政手続のオンライン化を通じて業務効率化を推進



マイナンバー制度の徹底活用

- マイナンバーによる情報連携で、行政への提出書類を省略できる手続を大幅に拡充
 - ・H29.11月～ 約850手続 ⇒ H30.10月～ 約1,200手続
 - ⇒ 今後、年金関係の約1,000手続を順次運用開始
 - ・戸籍関係情報を情報連携の対象に加えるための戸籍法の一部改正案の国会提出
- マイナンバーカードの健康保険証としての活用、消費活性化策のプレミアムポイント付与を見据えた普及拡大



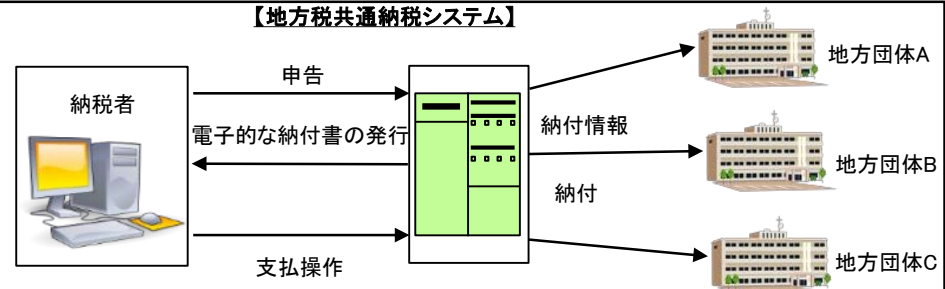
マイナンバーカードは
Society5.0時代の
必須ツール

- マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民目線のオンライン行政サービス提供を推進
 - ・電子申請・電子本人確認、手数料の電子納付
 - ・ワンストップサービス(子育て、介護、引越)
 - ・プッシュ型サービス

地方税務手続のデジタル化の推進

- 納税者の利便性の向上と地方団体の課税事務の効率化を図るため、地方税共通納税システム(eLTAXの機能の一つ)を円滑に稼働(本年10月)させ、申告から納付までの手続をオンライン化。
- 今後も、全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用して、地方税務手続のデジタル化を推進。

【地方税共通納税システム】



- AIチャットボットを導入し、24時間いつでも対応が可能となり、業務の効率化が進められる。
- LINEや町のホームページ上で動作しているため、全国の移住希望者の方が、知りたいときにいつでも和気町の情報を入手することができる。

課題

- 「わけまろくん」の導入前は、様々な問い合わせに対して、担当職員が直接対応をしていた。担当者不在の場合や業務時間外には、対応が不十分となってしまう時もあった。

取組

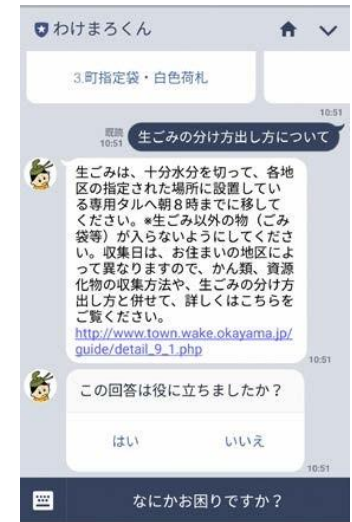
- AIチャットボットを自動会話プログラム「わけまろくん」として活用。（総合的な内容を回答できる自動会話プログラムを全国で初めて導入。）「わけまろくん」は、LINEや町のホームページ上で動作する対話形式のサービスで、利用者が和気町のことを質問すると情報を自動で案内する。

成果

- 問い合わせ窓口が担当部署ごとに分かれていた情報を一つにまとめることができ、利用者が情報を簡単に入手できるようになった。
- また、AIをインターネットと連携させることで、業務時間にとらわれることなく問い合わせが可能になる点も期待される。



パソコン用Web画面イメージ



LINE用画面イメージ



和気町マスコットキャラクター「わけまろくん」

A I による道路管理 （千葉県千葉市）

実証実験

※NICTから東京大学が受託して実証事業を実施(研究開発予算:平成28年度から3年間で総額6,800万円)

- これまでは、市内で点検・補修が必要な道路の画像を、市の専門職員が損傷判定。
- 専門職員の損傷判定結果を機械学習することにより、画像から路面の損傷程度をAIが自動分類する研究 を実施。道路管理の省力化を実現。

課 題

- 職員が毎週1回、千葉市内約3,300kmのうち約400kmを、約4人の職員で3時間程度パトロール。(別途、毎月1回、夜間に2人の職員で2時間程度実施)帰庁後は、道路損傷の発見、損傷程度の判定・補修の優先順位付けの作業を、約2時間かけて実施。

取 組 〈My City Report〉

※ちばレポ:スマホのアプリ

。 市民が地域の困りごとを投稿し、市民間や市役所と共有することで、効率的・合理的に解決する仕組み

- 従来の「ちばレポ※」にあった、市民協働での道路管理に加え、車載カメラで撮影した画像から道路舗装の損傷を 機械学習により、自動抽出する機能を追加。
- 車両の最適資源配分等の機能を組み込んだ「MyCityReport」を開発・実証。全国の地方自治体への展開を目指す。

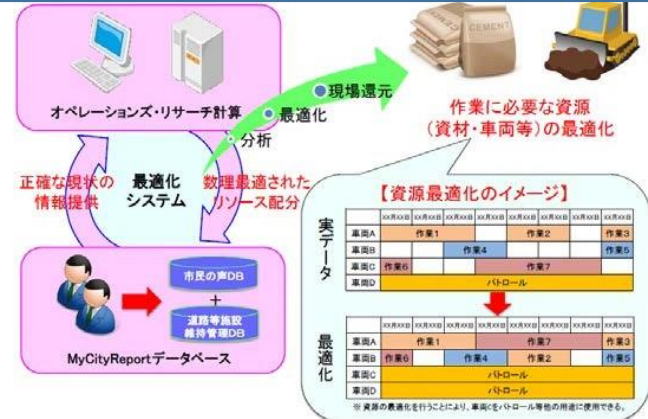
成 果

- より効率的な道路管理及び、職員の業務量(1回あたり20時間程度(4人×5時間))の削減が期待。

【新機能】機械学習による道路損傷の自動抽出



【新機能】作業に必要な資源の最適量をシステムにより自動算出



RPAによる自治体業務の省力化（熊本県宇城市）

本格導入

平成29年度業務改革モデルプロジェクト実施団体: 約1,400万円 平成30年度一般財源

RPA(Robotic Process Automation)を活用し、平成29年度は「ふるさと納税」と「時間外申請(時間 外勤務手当計算)」の業務について実証、平成30年度は本格導入によってRPAによる自動化範囲を拡大。

課題

- 「職員給与」・「会計」においては、担当課が作成したエクセルデータをシステム入力への活用
- 「ふるさと納税」において、ネットワーク強靱化によるデータ処理に係る作業時間の増加
- 「後期高齢」・「水道」においては、システムから必要な情報を取得し、人手でエクセルデータを作成



実証実験説明会の様子

取組

- 職員給与、ふるさと納税、住民異動、会計、後期高齢、水道の6分野の作業を自動化し、職員の作業負担軽減を目指す！

※ 基本的には、システムへの入力とシステムからの出力(データ作成)であるが、住民異動では、職員を補助・支援するRPAの構築を実施。

成果

- 年間約1700時間の削減効果を見込んでいる。
- 削減できた時間をほかの業務時間に充てることで、住民サービスの向上を図る。
- 入力ミスや手戻りを防ぐことができ、業務改善につながる。

RPA導入による業務削減(試算)

業務分野	対象事務	見込まれる効果
職員給与	臨時・非常勤職員給与事務	394時間/年の削減
ふるさと納税	寄附情報取込事務	349時間/年の削減
会計	債権者・口座登録事務	500時間/年の削減
	物品登録事務	100時間/年の削減
後期高齢	後期高齢者医療保険料通知発送事務	96時間/年の削減
水道	水道料金催告書発送事務	240時間/年の削減
住民異動	住民異動届入力事務	ミスや手戻りの削減

- 住民の協働による、地域組織の再構築

地域運営組織の事例

地域運営組織の事例（三重県名張市：地縁法人^{にしきお}錦生自治協議会）

- **錦生自治協議会**は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との観点から、高齢者サロン事業や、廃止されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売などを実施している。
- 平成24年に、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、**地縁法人（認可地縁団体）**を取得。

地域概況

- ・ 人口約1,500人
- ・ 面積 11.71km²
- ・ 高齢化率 44.8%
- ・ 奈良県宇陀市に隣接した農村主体の地域
- ・ 加入率は90%以上

市の地域コミュニティ政策

- ・ 平成15年から、従来の補助金を廃止し使途自由な交付金（ゆめづくり地域交付金）制度を創設
- ・ 概ね小学校区を単位とした「**地域づくり組織**」を設立し、地域住民が交付金をもとに自己決定・自己実現を図る仕組みを構築

取組内容

- 錦生自治協議会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との観点から、平成16年に地域住民の思いや願いを反映した「錦生なごやかプラン」、平成22年に「錦生グランドデザイン・2010」を策定し、活力と潤いのあるまちづくり、人づくりを目指している。
- 具体的には、高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など、様々な事業に取り組んでいる。
- 活動拠点である「市民センター」（旧公民館）について指定管理業務を受託している。

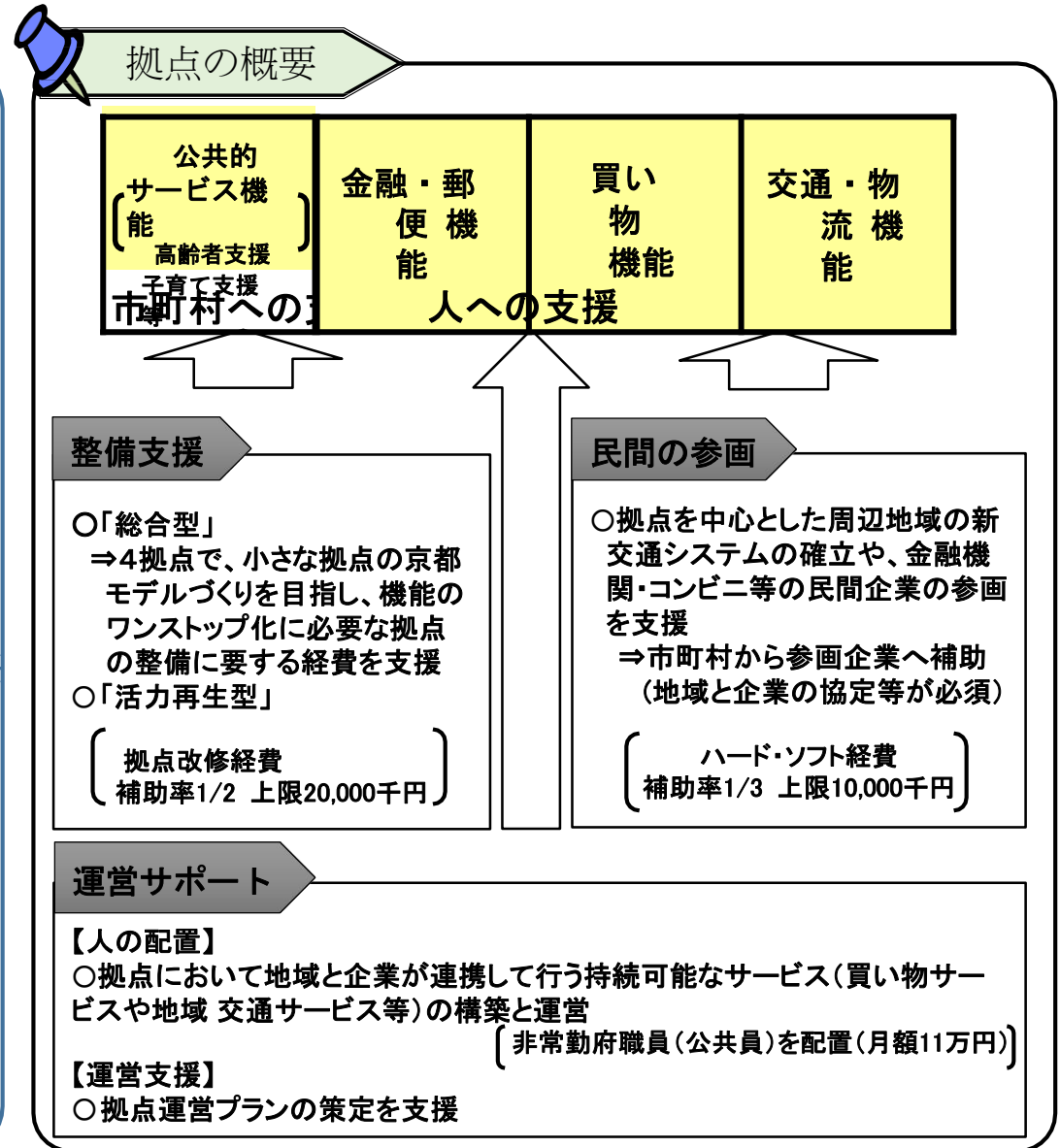


錦生地区で生産されるキノコ「にしきおっ子」

法人化の経緯等

- ・ 平成24年には、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、**地縁法人（認可地縁団体）**としての認可を受けた。
- ・ 複式簿記が必要な一般社団法人と比べて会計面での事務的負担が少ないことや、市長が認可権者であること等の理由により、地縁法人（認可地縁団体）を選択。認可を受けるにあたり、財産として、国債を取得した。

コミュニティ・コンビニ事業～京都版小さな拠点～



① 新しい広域行政の確立

連携中枢都市圏

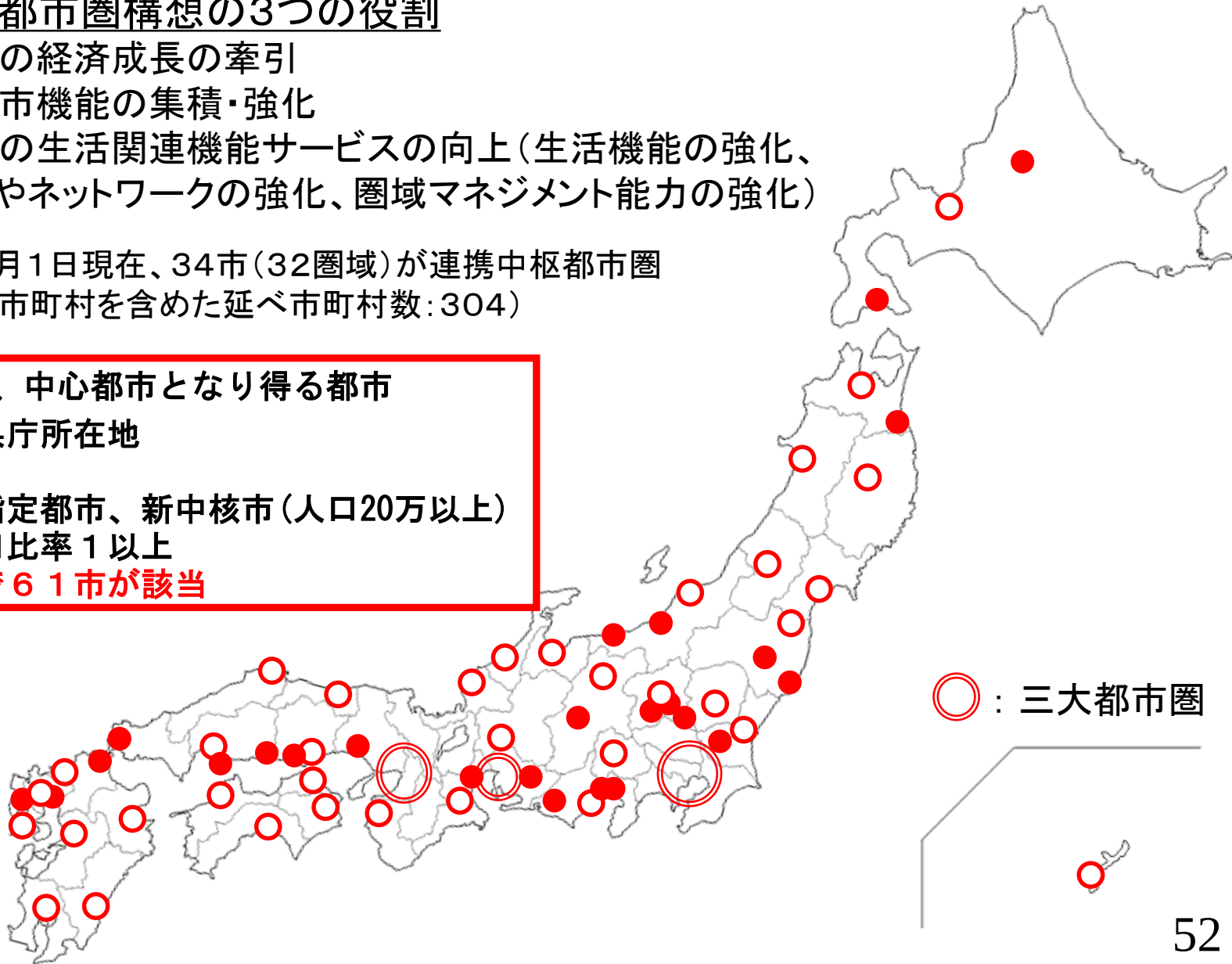
● 連携中枢都市圏構想の3つの役割

- ① 圏域全体の経済成長の牽引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上（生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化）

※平成31年4月1日現在、34市（32圏域）が連携中枢都市圏を形成（近隣市町村を含めた延べ市町村数：304）

● 及び ○ は、中心都市となり得る都市
うち、○ は、県庁所在地

- ① 地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）
 - ② 昼夜間人口比率 1 以上
- 全国で 61 市が該当



水道事業の広域化・民営化

＜平成30年12月「水道財政のあり方に関する研究会」報告書(概要)＞

● 水道事業の現状と想定される課題

① 経営環境の急速な悪化

- ・ 急速な人口減少により、2065年には有収水量がピーク時の約4割減に
- ・ 老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大

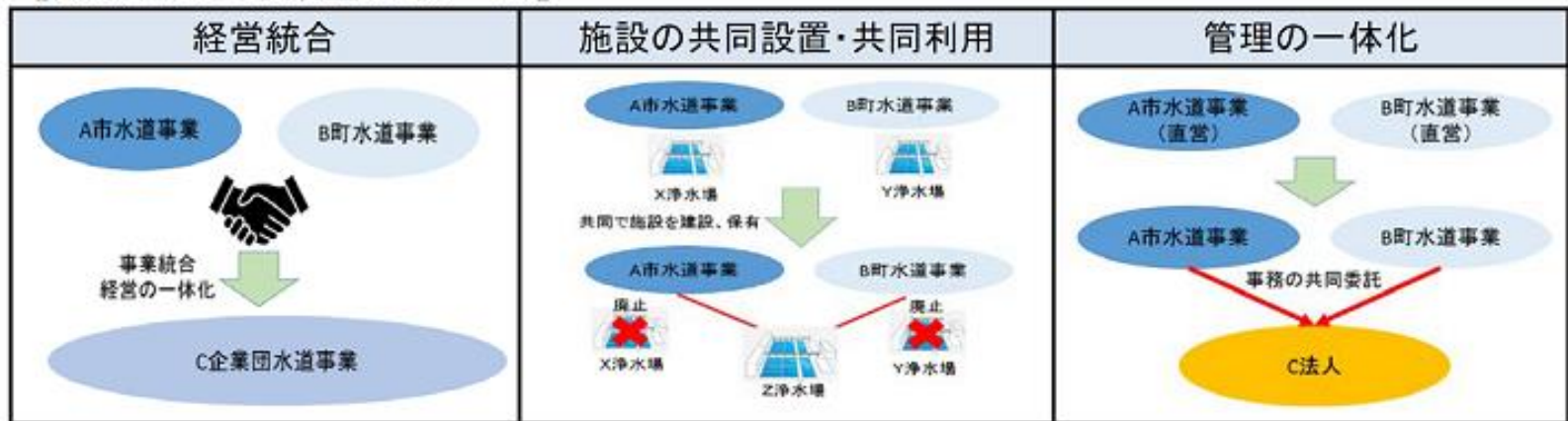
② 職員数の減少による専門人材の確保等の組織体制の強化

● 今後の具体的な取組方策

① 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- ・ 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要

【広域化の主な類型のイメージ】



② 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

今後の課題

③ 格差是正には地方の努力だけでは限界

高速鉄道ネットワークの現状

◆ 関西の高速鉄道網の課題

- 東海道、山陽のみの新幹線ネットワーク
- 高速鉄道空白地域：京都府北部



■ 基本計画線の進捗状況

		基本計画	整備計画	事業状況			基本計画	整備計画	事業状況
首都圏	中央新幹線	S48.11.15	H23.5.26	工事中	関西圏	北陸新幹線	S47.7.3	S48.11.13	工事中
	東北新幹線	S46.1.18	S46.4.1	事業完了		山陰新幹線	S48.11.15	未策定	—
	上越新幹線	S46.1.18	S46.4.1	事業完了		四国新幹線	S48.11.15	未策定	—

- 1 東京中心の高速鉄道網
- 2 地方の高速道は途切れ途切れ
- 3 港湾機能は東京、横浜・大阪、神戸に集中
- 4 パイプラインも太平洋側中心



日本海側の発展軸の欠如が問題

高速道路網の現状

日本海側唯一の
高規格幹線道路網
の空白地帯

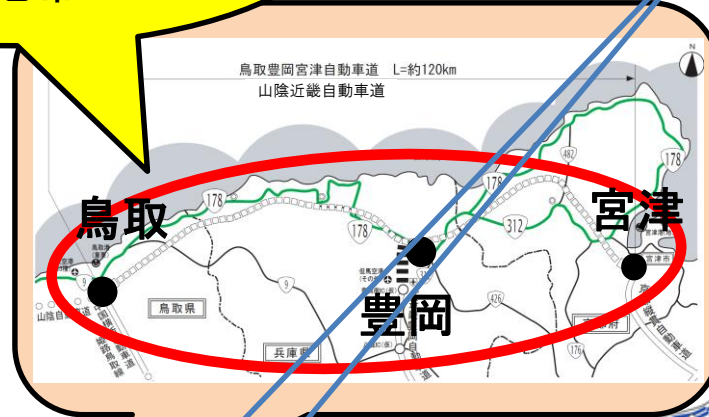
高規格幹線道路網の空白地帯は、
日本全国で3か所、その他にもル
ート未決定区間有

ミッシングリンク
の存在

山陰自動車道
(三隅～益田)延長93k
うち、ルート未決定38K

四国横断自動車道
(内海～平田)延長37k
うち、ルート未決定29K

事業実施中



復興道路として
事業実施中

凡 例	
供用中	6車線 4車線 2車線
事業中	
調査中	□□□□□□
その他主要路線	○ ○ ○ ○ ○ ○

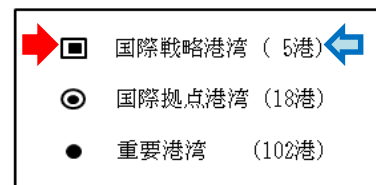
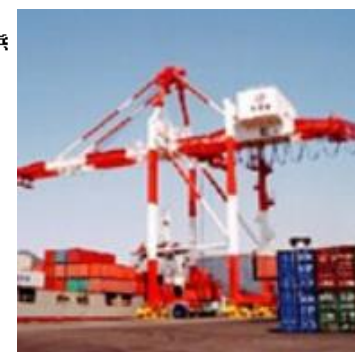
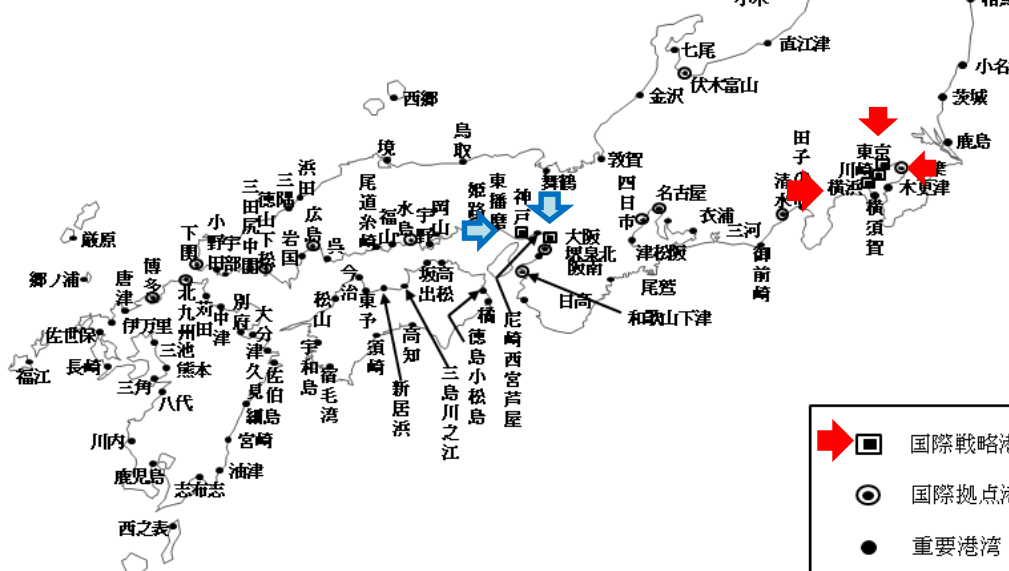
(図:平成30年4月1日時点)

出典:国土交通省HP

注1. 事業中区間のIC、JCT名称には仮称を含む
注2. 本路線図のその他の主要な路線は、地域における主要な道路網(事業中、調査中、調査中)を示したものであり、個別の路線に関する必要性の有無や優先順位を示したものではありません

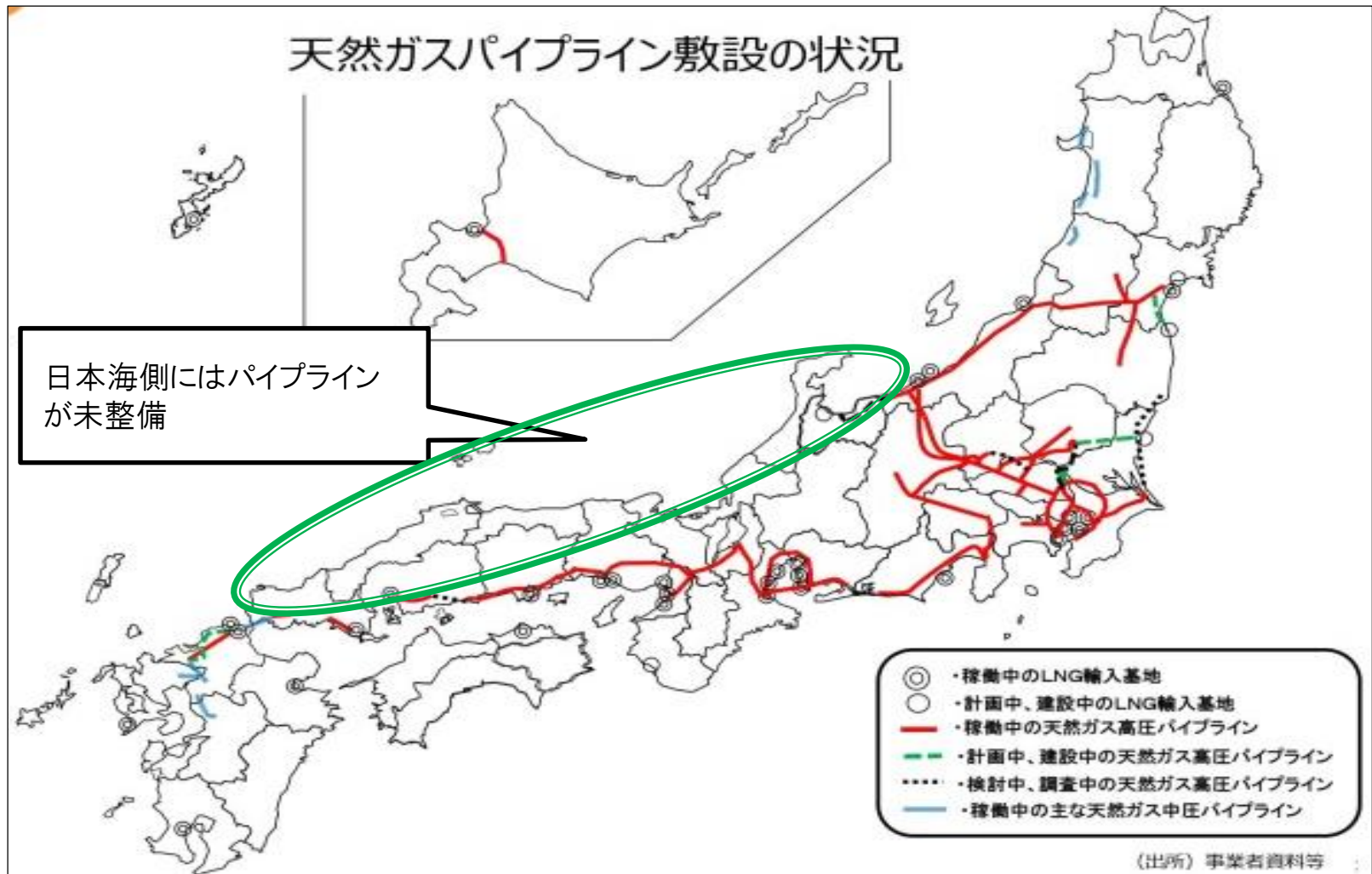
太平洋側に偏在する港湾施設

港 名	ガントリー クレーン基数	岸壁延長 (m)	ターミナル 面積(ha)	都市圏経済 規模 (域内GDP 兆 円)
上 海	60	5,600	437	53.5
シンガポール	87	7,900	335	33.8
釜 山	74	8,350	470	29.4
青 島	67	6,563	469	18.1
神戸・大阪	53	8,180	277	67.8
東京・横浜	76	9,634	386	157.5
日本海側諸港	17	3,763	84	49.7



日本のエネルギーインフラの現状

- ガスパイプライン・LNG基地が太平洋側に偏在
- 国土強靱化、リダンダンシー確保の視点から、供給の多重化を進め全体最適なネットワーク供給接続性を高める必要がある



- 急激に増える、外国人に地方の対応が追いつかない

少子高齢化に伴う外国人労働者受入の問題

- 在留外国人は近年増加（昭和60年：約85万人 → 平成30年：約273万人）
外国人労働者数も急増（平成20年：約49万人 → 平成30年：約146万人）
平成31年4月には新たな在留資格も創設され、将来的には、家族帯同による外国人の子どもを含む更なる増加も見込まれる。
- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進が急務

＜まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）＞

- 第2期における新たな視点の1つに、外国人を含め誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現が盛り込まれた。

＜平成30年12月 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策＞

- 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等
- 生活者としての外国人に対する支援（医療等生活サービス環境の改善、外国人児童生徒の教育等の充実等）
- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組
- 新たな在留管理体制の構築

→ 令和元年末の改訂に向け、喫緊の課題を中心に内容を充実

◆外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実に向けた方向性（令和元年6月）

- 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進（特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等）
- 共生社会実現のための受入環境整備
- 留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化
- 留学生等の国内就職等の促進

**世界との大交流がこうした状況を
打開する**

我が国港湾への外貿定期コンテナ航路(韓国)

(令和元年5月1日時点)

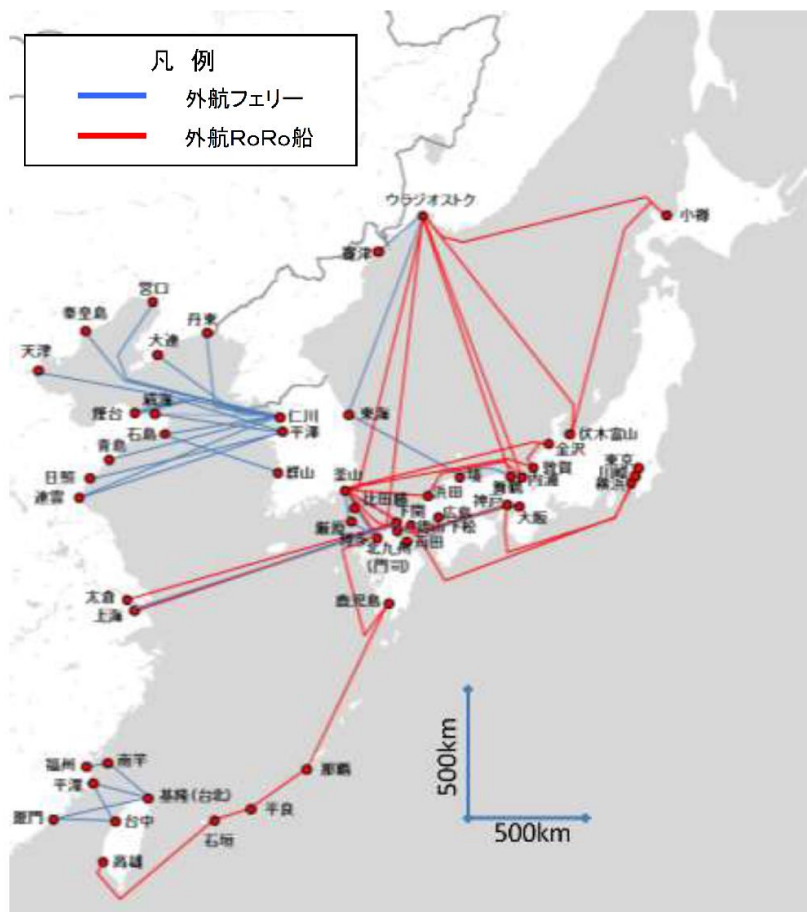
港湾	便/週	港湾	便/週	港湾	便/週	港湾	便/週	港湾	便/週	港湾	便/週
東京	11.0	苫小牧	4.0	伏木富山	2.0	福山	5.0	今治	4.0	川内	2.0
横浜	10.0	石狩湾新	1.0	金沢	6.0	広島	10.0	三島川之江	9.0	志布志	5.0
川崎	1.0	八戸	2.0	敦賀	2.0	徳山下松	8.5	高知	1.0	合計	226.6
名古屋	11.0	仙台塩釜	2.0	清水	4.0	大竹	2.0	伊万里	3.0		
四日市	3.0	秋田	2.0	三河	3.0	岩国	2.5	長崎	3.0		
大阪	9.0	酒田	2.0	舞鶴	3.0	宇部	1.0	三池	2.0		
神戸	9.0	鹿島	1.0	和歌山下津	0.6	三田尻中関	2.0	八代	3.0		
下関	1.0	千葉	2.0	境	5.0	徳島小松島	3.0	熊本	3.0		
北九州	16.0	新潟	4.0	浜田	2.0	高松	4.0	大分	3.0		
博多	12.0	直江津	1.0	水島	11.0	松山	4.0	細島	4.0		

- 地域間格差是正のラストピースは、
日本海側の交流圏の拡大

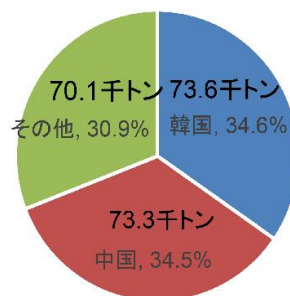
我が国の国際フェリー・RORO船ネットワーク

- 我が国を結ぶ国際フェリー・RORO船は、中国・韓国方面を中心に、それぞれ8航路、11航路が運航されている。
- 中国・韓国方面の貨物量で全体の7割を占めるが、中韓向けの貨物量は近年微減傾向にある。

我が国周辺の国際フェリー・RORO航路の現況 (2017年9月現在)

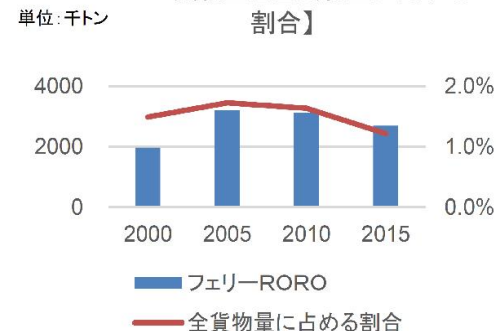


【我が国の仕向国・原産国別 国際フェリー・RORO船貨物量】



資料)ユニットロード貨物流動調査(平成24年,
港湾局)データをもとに作成

【中国・韓国向け国際フェリー・ RORO貨物量と全貨物量に対する 割合】



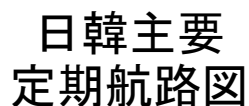
出典：港湾統計及び管理者作成資料より港湾局作成

【参考】欧州北部の国際フェリー・RORO航路の現況 (2017年9月現在)



出典: RORO&Ferry Atlas 2016/17、国際輸送ハンドブック2017年度版、各船社HPより国土交通省港湾局作成

● 外交旅客定期航路等の乗客の大半が韓国航路の乗客



地方空港における国際航空ネットワークの展開

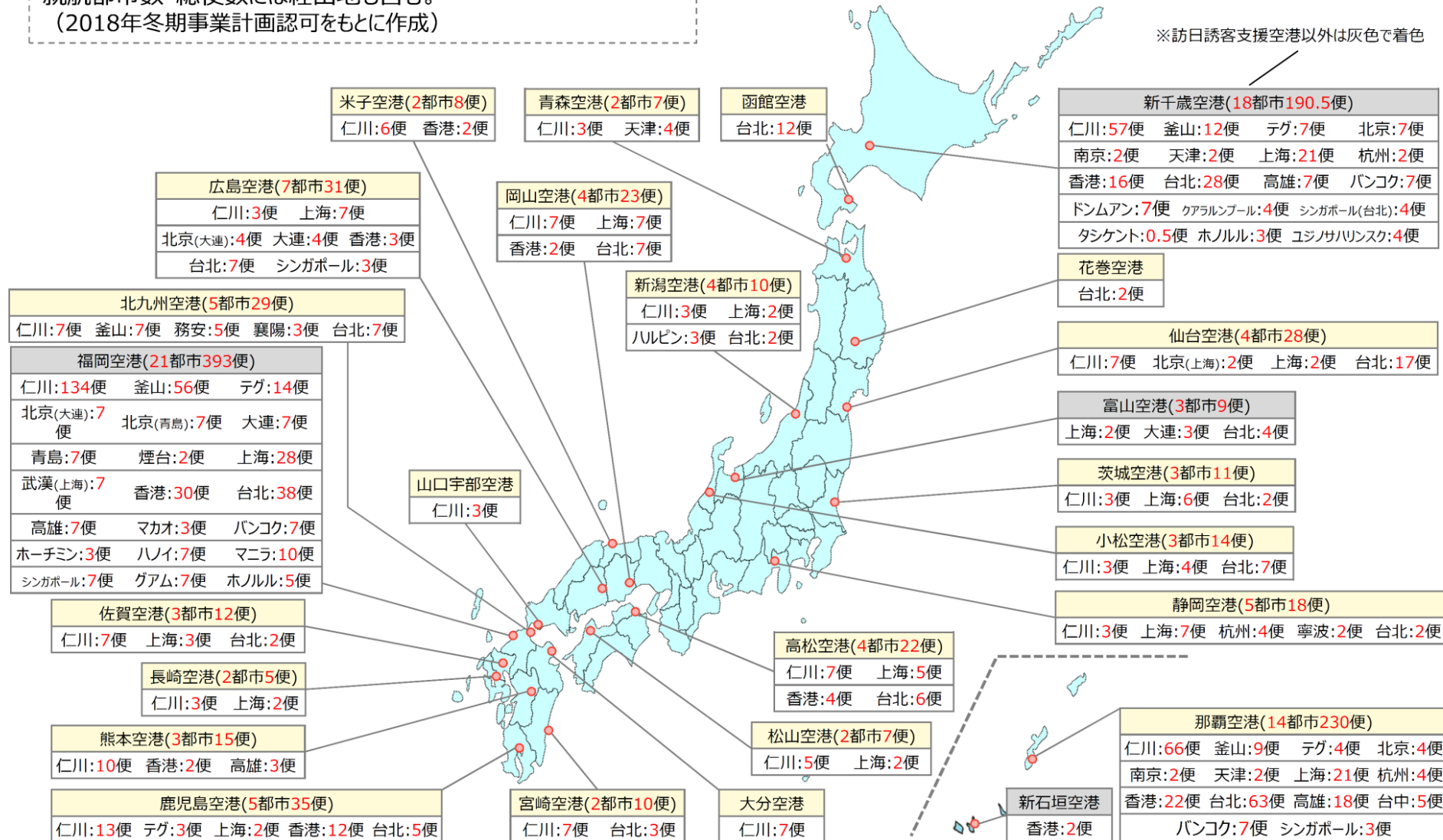
2018年冬期ダイヤ当初における週当たりの国際定期旅客便数。

【表記：行き先（経由地）】

就航都市数・総便数には経由地も含む。

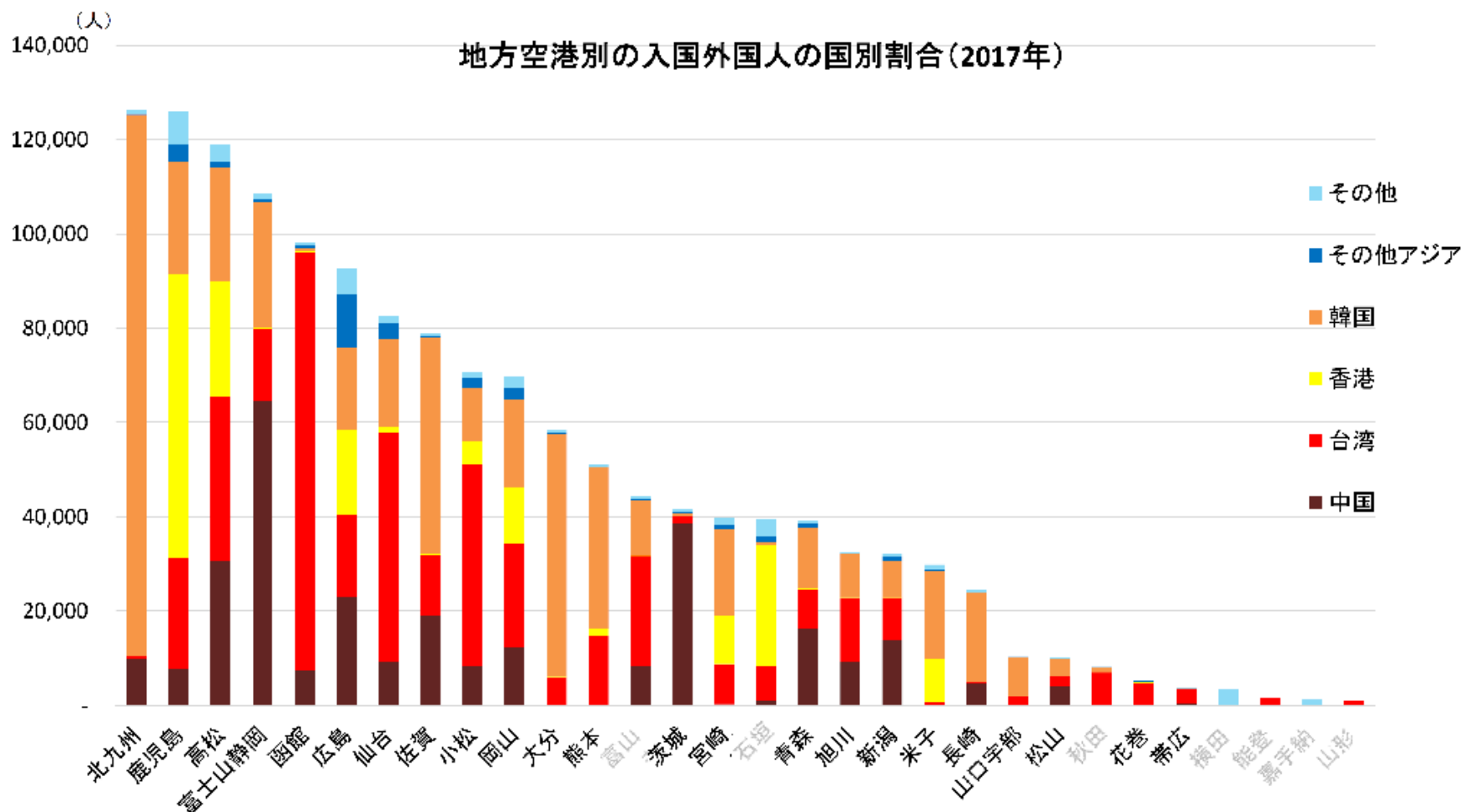
（2018年冬期事業計画認可をもとに作成）

※訪日誘客支援空港以外は灰色で着色



地方空港別における入国外国人数

- いずれの地方空港においても、東アジア4市場からの送客が大宗を占める。
- 香港からの入国は西日本に地理的偏りがある。



(出典)法務省『出入国管理統計』より航空局作成(2017年)

※なお、出入国管理統計の数値はJNTO公表の「訪日外客数」とは集計方法が異なる為一致しない。入国外国人数が1,000人以上の空港を集計

※訪日誘客支援空港以外の空港は、灰色で記載

出典:国土交通省「訪日誘客支援空港の認定等に関する懇談会」平成30年度第1回フォローアップ会議資料

- 同じ問題に悩む、日韓の地方の交流が、地域活性化や格差是正にとって、答えの一つを示すことをお互いにもう一度考えていこう。

ご清聴ありがとうございました